

航空法

(昭和二十七年七月十五日法律第二百三十一号)

最終改正：平成一四年七月三十一日法律第九八号

(最終改正までの未施行法令)

平成十四年七月三十一日法律第九十八号 (未施行)

第一章	総則 (第一条・第二条)
第二章	登録 (第三条? 第九条)
第三章	航空機の安全性 (第十条? 第二十一条)
第四章	航空従事者 (第二十二条? 第三十六条)
第五章	航空路、飛行場及び航空保安施設 (第三十七条? 第五十六条の五)
第六章	航空機の運航 (第五十七条? 第九十九条の二)
第七章	航空運送事業等 (第百条? 第百二十五条)
第八章	外国航空機 (第百二十六条? 第百三十一条の二)
第九章	雑則 (第百三十二条? 第百三十七条の三)
第十章	罰則 (第百三十八条? 第百六十二条)
附則	

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保してその利用者の利便の増進を図ることにより、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機器をいう。

2 この法律において「航空業務」とは、航空機に乗り組んで行うその運航（航空機に乗り組んで行う無線設備の操作を含む。）及び整備又は改造をした航空機について行う第十九条第一項に規定する確認をいう。

3 この法律において「航空従事者」とは、第二十二条の航空従事者技能証明を受けた者をいう。

4 この法律において「航空保安施設」とは、電波、灯光、色彩又は形象により航空機の航行を援助するための施設で、国土交通省令で定めるものをいう。

5 この法律において「着陸帯」とは、特定の方向に向つて行う航空機の離陸（離水を含む。以下同じ。）又は着陸（着水を含む。以下同じ。）の用に供するため設けられる飛行場内の矩形部分をいう。

6 この法律において「進入区域」とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長三千メートル（ヘリポートの着陸帯にあつては、二千メートル以下で国土交通省令で定める長さ）の点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から三百七十五メートル（計器着陸装置を利用して行なう着陸又は精密進入レーダーを用いてする着陸誘導に従つて行なう着陸の用に供する着陸帯にあつては六百メートル、ヘリポートの着陸帯にあつては当該短辺と当該一直線との距離に十五度の角度の正切を乗じた長さに当該短辺の長さの二分の一を加算した長さ）の距離を有する二点を結んで得た平面をいう。

7 この法律において「進入表面」とは、着陸帯の短辺に接続し、且つ、水平面に対し上方へ五十分の一以上で国土交通省令で定める勾配を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するものをいう。

8 この法律において「水平表面」とは、飛行場の標点の垂直上方四十五メートルの点を含

む水平面のうち、この点を中心として四千メートル以下で国土交通省令で定める長さの半径で描いた円周で囲まれた部分をいう。

9 この法律において「転移表面」とは、進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一（ヘリポートにあつては、四分の一以上で国土交通省令で定める勾配）であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線、これらの平面と水平表面を含む平面との交線及び進入表面の斜辺又は着陸帯の長辺により囲まれる部分をいう。

10 この法律において「航空灯火」とは、灯火により航空機の航行を援助するための航空保安施設で、国土交通省令で定めるものをいう。

11 この法律において「航空交通管制区」とは、地表又は水面から二百メートル以上の高さの空域であつて、航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。

12 この法律において「航空交通管制圏」とは、国土交通大臣が告示で指定する飛行場及びその附近の上空の空域であつて、飛行場及びその上空における航空交通の安全のために国土交通大臣が告示で指定するものをいう。

13 この法律において「計器気象状態」とは、視程及び雲の状況を考慮して国土交通省令で定める視程上不良な気象状態をいう。

14 この法律において「計器飛行」とは、航空機の姿勢、高度、位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行なう飛行をいう。

15 この法律において「計器飛行方式」とは、左に掲げる飛行の方式をいう。

一 第十二項の国土交通大臣が指定する飛行場からの離陸及びこれに引き続く上昇飛行又は同項の国土交通大臣が指定する飛行場への着陸及びそのための降下飛行を、国土交通大臣が定める経路又は第九十六条第一項の規定により国土交通大臣が与える指示による経路により、かつ、その他の飛行の方法について同項の規定により国土交通大臣が与える指示に常時従つて行なう飛行の方式

二 前号に規定する飛行以外の航空交通管制区における飛行を第九十六条第一項の規定により国土交通大臣が経路その他の飛行の方法について与える指示に常時従つて行なう飛行の方式

16 この法律において「航空運送事業」とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。

17 この法律において「国際航空運送事業」とは、本邦内の地点と本邦外の地点との間又は本邦外の各地間において行う航空運送事業をいう。

18 この法律において「国内定期航空運送事業」とは、本邦内の各地間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行う航空運送事業をいう。

19 この法律において「航空機使用事業」とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行う事業をいう。

第二章 登録

（登録）

第三条 国土交通大臣は、この章で定めるところにより、航空機登録原簿に航空機の登録を行う。

（国籍の取得）

第三条の二 航空機は、登録を受けたときは、日本の国籍を取得する。

（対抗力）

第三条の三 登録を受けた飛行機及び回転翼航空機の所有権の得喪及び変更は、登録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

（登録の要件）

第四条 左の各号の一に該当する者が所有する航空機は、これを登録することができない。

- 一 日本の国籍を有しない人
 - 二 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
 - 三 外国の法令に基いて設立された法人その他の団体
 - 四 法人であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの
- 2 外国の国籍を有する航空機は、これを登録することができない。

(新規登録)

第五条 登録を受けていない航空機の登録（以下「新規登録」という。）は、所有者の申請により航空機登録原簿に左に掲げる事項を記載し、且つ、登録記号を定め、これを航空機登録原簿に記載することによつて行ふ。

- 一 航空機の型式
- 二 航空機の製造者
- 三 航空機の番号
- 四 航空機の定置場
- 五 所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 登録の年月日

(登録証明書の交付)

第六条 国土交通大臣は、新規登録をしたときは、申請者に対し、航空機登録証明書を交付しなければならない。

(変更登録)

第七条 新規登録を受けた航空機（以下「登録航空機」という。）について第五条第四号又は第五号に掲げる事項に変更があつたときは、その所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、変更登録の申請をしなければならない。但し、次条の規定による移転登録又は第八条の規定によるまつ消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。

(移転登録)

第七条の二 登録航空機について所有者の変更があつたときは、新所有者は、その事由があつた日から十五日以内に、移転登録の申請をしなければならない。

(まつ消登録)

第八条 登録航空機の所有者は、左に掲げる場合には、その事由があつた日から十五日以内に、まつ消登録の申請をしなければならない。

- 一 登録航空機が滅失し、又は登録航空機の解体（整備、改造、輸送又は保管のためにする解体を除く。）をしたとき。
- 二 登録航空機の存否が二箇月以上不明になつたとき。
- 三 登録航空機が第四条の規定により登録することができないものとなつたとき。
- 2 前項の場合において、登録航空機の所有者がまつ消登録の申請をしないときは、国土交通大臣は、その定める七日以上の期間内において、これをなすべきことを催告しなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の催告をした場合において、登録航空機の所有者がまつ消登録の申請をしないときは、まつ消登録をし、その旨を所有者に通知しなければならない。

(航空機登録原簿の謄本等)

第八条の二 何人も、国土交通大臣に対し、航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付を請求し、又は航空機登録原簿の閲覧を請求することができる。

(登録記号の打刻)

第八条の三 国土交通大臣は、飛行機又は回転翼航空機について新規登録をしたときは、遅滞なく、当該航空機に登録記号を表示する打刻をしなければならない。

2 前項の航空機の所有者は、同項の打刻を受けるために、国土交通大臣の指定する期日に当該航空機を国土交通大臣に呈示しなければならない。

3 何人も、第一項の規定により打刻した登録記号の表示をき損してはならない。

(新規登録を受けた飛行機及び回転翼航空機に関する強制執行等)

第八条の四 新規登録を受けた飛行機又は回転翼航空機に関する強制執行及び仮差押えの執行については、地方裁判所が執行裁判所又は保全執行裁判所として、これを管轄する。ただし、仮差押えの執行で最高裁判所規則で定めるものについては、地方裁判所以外の裁判所が保全執行裁判所として、これを管轄する。

2 前項の強制執行及び仮差押えの執行に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

3 前二項の規定は、新規登録を受けた飛行機又は回転翼航空機の競売について準用する。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律 の適用除外)

第八条の五 航空機登録原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

(命令への委任)

第九条 航空機登録原簿の記載、登録の回復、登録の更正その他登録に関する事項は、政令で定める。

2 航空機登録証明書及び登録記号の打刻に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

第三章 航空機の安全性

(耐空証明)

第十条 国土交通大臣は、申請により、航空機（国土交通省令で定める滑空機を除く。以下この章において同じ。）について耐空証明を行う。

2 前項の耐空証明は、日本の国籍を有する航空機でなければ、受けることができない。但し、政令で定める航空機については、この限りでない。

3 耐空証明は、航空機の用途及び国土交通省令で定める航空機の運用限界を指定して行う。

4 国土交通大臣は、第一項の申請があつたときは、当該航空機が次に掲げる基準に適合するかどうかを設計、製造過程及び現状について検査し、これらの基準に適合すると認めるときは、耐空証明をしなければならない。

一 国土交通省令で定める安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準

二 航空機の種類、装備する発動機の種類、最大離陸重量の範囲その他の事項が国土交通省令で定めるものである航空機にあつては、国土交通省令で定める騒音の基準

三 装備する発動機の種類及び出力の範囲その他の事項が国土交通省令で定めるものである航空機にあつては、国土交通省令で定める発動機の排出物の基準

5 前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次に掲げる航空機については、設計又は製造過程について検査の一部を行わないことができる。

一 第十二条第一項の型式証明を受けた型式の航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）

二 政令で定める輸入した航空機（初めて耐空証明を受けようとするものに限る。）

三 耐空証明を受けたことのある航空機

6 第四項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、前項の航空機のうち次に掲げるものについては、現状についても検査の一部を行わないことができる。

一 前項第一号に掲げる航空機のうち、第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第四項の基準に適合することを確認した航空機

二 前項第一号に掲げる航空機のうち、政令で定める輸入した航空機

三 前項第三号に掲げる航空機のうち、第二十条第一項第二号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る整備及び整備後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第四項の基準に適合することを確認した航空機

7 耐空証明は、申請者に耐空証明書を交付することによつて行う。

第十条の二 国土交通省令で定める資格及び経験を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者（以下「耐空検査員」という。）は、前条第一項の航空機のうち国土交通省令で定める滑空機について耐空証明を行うことができる。

2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の耐空証明について準用する。

第十一条 航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない。但し、試験飛行等を行うため国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 航空機は、その受けている耐空証明において指定された航空機の用途又は運用限界の範囲内でなければ、航空の用に供してはならない。

3 第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(型式証明)

第十二条 国土交通大臣は、申請により、航空機の型式の設計について型式証明を行う。

2 国土交通大臣は、前項の申請があつたときは、その申請に係る型式の航空機が第十条第四項の基準に適合すると認めるときは、前項の型式証明をしなければならない。

3 型式証明は、申請者に型式証明書を交付することによつて行う。

4 国土交通大臣は、第一項の型式証明をするときは、あらかじめ経済産業大臣の意見をきかなければならない。

第十三条 型式証明を受けた者は、当該型式の航空機の設計の変更をしようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならない。第十条第四項の基準の変更があつた場合において、型式証明を受けた型式の航空機が同項の基準に適合しなくなつたときも同様である。

2 国土交通大臣は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第十条第四項の基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、承認しなければならない。

3 前条第四項の規定は、国土交通大臣が前項の承認をしようとする場合に準用する。

第十三条の二 国土交通大臣は、申請により、型式証明を受けた型式の航空機の当該型式証明を受けた者以外の者による設計の一部の変更について、承認を行う。

2 前項の承認を受けた設計に係る航空機の型式の設計は、第十条第五項及び第六項の規定の適用については、型式証明を受けたものとみなす。

3 第一項の承認を受けた者は、当該承認を受けた設計の変更をしようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならない。第十条第四項の基準の変更があつた場合において、当該承認を受けた設計が同項の基準に適合しなくなつたときも同様とする。

4 前条第二項の規定は、国土交通大臣がする第一項及び前項の承認について準用する。

(耐空証明の有効期間)

第十四条 耐空証明の有効期間は、一年とする。但し、航空運送事業の用に供する航空機については、国土交通大臣が定める期間とする。

(耐空証明の効力の停止等)

第十四条の二 国土交通大臣は、第十条第四項、第十六条第一項又は第百三十四条第二項の検査の結果、当該航空機又は当該型式の航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は前条の期間を経過する前に同項の基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき、その他航空機の安全性が確保されないと認めるときは、当該航空機又は当該型式の航空機の耐空証明の効力を停止し、若しくは有効期間を短縮し、又は第十条第三項（第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定した事項を変更することができる。

(耐空証明の失効)

第十五条 次の各号に掲げる航空機の耐空証明は、当該各号に定める場合には、その効力を失う。

一 登録航空機 当該航空機の抹消登録があつた場合

二 第十条第四項第二号に規定する航空機 当該航空機が航空の用に供してはならない航空機として騒音の大きさその他の事情を考慮して国土交通省令で定めるものに該当することとなつた場合

(修理改造検査)

第十六条 耐空証明のある航空機の使用人は、当該航空機について国土交通省令で定める範囲の修理又は改造（次条の予備品証明を受けた予備品を用いてする国土交通省令で定める範囲の修理を除く。）をする場合には、その計画及び実施について国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

2 第十条の二第一項の滑空機であつて、耐空証明のあるものの使用人は、当該滑空機について前項の修理又は改造をする場合において、耐空検査員の検査を受け、これに合格したときは、同項の規定にかかわらず、これを航空の用に供してもよい。

3 第十一条第一項ただし書の規定は、第一項の場合に準用する。

4 国土交通大臣又は耐空検査員は、第一項又は第二項の検査の結果、当該航空機が、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項各号の基準に適合すると認めるときは、これを合格としなければならない。

(予備品証明)

第十七条 耐空証明のある航空機の使用人は、発動機、プロペラその他国土交通省令で定める航空機の安全性の確保のため重要な装備品について、国土交通大臣の予備品証明を受けることができる。

2 国土交通大臣は、前項の予備品証明の申請があつた場合において、当該装備品が第十条第四項第一号の基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、予備品証

明をしなければならない。

3 第一項の装備品であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前条第一項の規定の適用については、第一項の予備品証明を受けたものとみなす。

一 第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る製造及び完成後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品

二 第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した当該認定に係る航空機の装備品

三 第二十条第一項第五号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る修理又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品

四 国土交通省令で定める輸入した装備品

4 予備品証明（前項の規定により受けたものとみなされた予備品証明を含む。）は、当該予備品について国土交通省令で定める範囲の修理若しくは改造をした場合又は当該予備品が航空機に装備されるに至つた場合は、その効力を失う。

（発動機等の整備）

第十八条 耐空証明のある航空機の使用人は、当該航空機に装備する発動機、プロペラその他国土交通省令で定める安全性の確保のため重要な装備品を国土交通省令で定める時間をこえて使用する場合には、国土交通省令で定める方法によりこれを整備しなければならない。

（航空機の整備又は改造）

第十九条 耐空証明のある航空機の使用人は、当該航空機について整備（国土交通省令で定める軽微な保守を除く。次条において同じ。）又は改造をした場合（第十六条第一項の修理又は改造をした場合を除く。）には、当該航空機が第十条第四項第一号の基準に適合することについて確認をし又は確認を受けなければ、これを航空の用に供してはならない。

2 第十一条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第十九条の二 耐空証明のある航空機の使用人は、当該航空機について次条第一項第三号の能力について同項の認定を受けた者が当該認定に係る整備又は改造をした場合であつて、国土交通省令で定めるところにより、その認定を受けた者が当該航空機について第十条第四項各号の基準に適合することを確認したときは、第十六条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、これを航空の用に供してもよい。

（事業場の認定）

第二十条 国土交通大臣は、申請により、次に掲げる一又は二以上の業務の能力が国土交通省令で定める技術上の基準に適合することについて、事業場ごとに認定を行う。

一 航空機の製造及び完成後の検査の能力

二 航空機の整備及び整備後の検査の能力

三 航空機の整備又は改造の能力

四 装備品の製造及び完成後の検査の能力

五 装備品の修理又は改造の能力

2 前項の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（国土交通省令への委任）

第二十一条 耐空証明書及び型式証明書の様式、交付、再交付、返納及び提示に関する事項、耐空検査員に関する事項その他耐空証明、型式証明、第十六条第一項の検査及び予備品証明の実施細目は、国土交通省令で定める。

第四章 航空従事者

（航空従事者技能証明）

第二十二条 国土交通大臣は、申請により、航空業務を行おうとする者について、航空従事者技能証明（以下「技能証明」という。）を行う。

（技能証明書）

第二十三条 技能証明は、申請者に航空従事者技能証明書（以下「技能証明書」という。）を交付することによつて行う。

(資格)

第二十四条 技能証明は、次に掲げる資格別に行う。
定期運送用操縦士

事業用操縦士
自家用操縦士
一等航空士
二等航空士
航空機関士
航空通信士
一等航空整備士
二等航空整備士
一等航空運航整備士
二等航空運航整備士
航空工場整備士

(技能証明の限定)

第二十五条 国土交通大臣は、前条の定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士の資格についての技能証明につき、国土交通省令で定めるところにより、航空機の種類についての限定をするものとする。

2 国土交通大臣は、前項の技能証明につき、国土交通省令で定めるところにより、航空機の等級又は型式についての限定をすることができる。

3 国土交通大臣は、前条の航空工場整備士の資格についての技能証明につき、国土交通省令で定めるところにより、従事することができる業務の種類についての限定をすることができる。

(技能証明の要件)

第二十六条 技能証明は、第二十四条に掲げる資格別及び前条第一項の規定による航空機の種別に国土交通省令で定める年齢及び飛行経歴その他の経歴を有する者でなければ、受けることができない。

2 航空通信士の資格についての技能証明は、前項の規定によるほか、国土交通省令で定める電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）[第四十条第一項](#)の無線従事者の資格について[同法第四十一条第一項](#)の免許を受けた者でなければ、受けることができない。

(欠格事由等)

第二十七条 第三十条の規定により技能証明の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者は、技能証明の申請をすることができない。

2 国土交通大臣は、第二十九条第一項の試験に関し、不正の行為があつた者について、二年以内の期間に限り技能証明の申請を受理しないことができる。

(業務範囲)

第二十八条 別表の資格の欄に掲げる資格の技能証明（航空機に乗り組んでその運航を行う者にあつては、同表の資格の欄に掲げる資格の技能証明及び第三十一条第一項の航空身体検査証明）を有する者でなければ、同表の業務範囲の欄に掲げる行為を行つてはならない。ただし、定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、一等航空士、二等航空士若しくは航空機関士の資格の技能証明を有する者が受信のみを目的とする無線設備の操作を行う場合又はこれらの技能証明を有する者で[電波法第四十条第一項](#)の無線従事者の資格を有するものが、[同条第二項](#)の規定に基づき行うことができる無線設備の操作を行う場合は、この限りでない。

2 技能証明につき第二十五条の限定をされた航空従事者は、その限定をされた種類、等級若しくは型式の航空機又は業務の種類についてでなければ、別表の業務範囲の欄に掲げる行為を行つてはならない。

3 前二項の規定は、国土交通省令で定める航空機に乗り組んでその操縦（航空機に乗り組んで行うその機体及び発動機の取扱いを含む。）を行う者及び国土交通大臣の許可を受けて、試験飛行等のため航空機に乗り組んでその運航を行う者については、適用しない。

(試験の実施)

第二十九条 国土交通大臣は、技能証明を行う場合には、申請者が、その申請に係る資格の技能証明を有する航空従事者として航空業務に従事するのに必要な知識及び能力を有するかどうか

かを判定するために、試験を行わなければならない。

2 試験は、学科試験及び実地試験とする。

3 学科試験に合格した者でなければ、実地試験を受けることができない。

4 国土交通大臣は、外国政府の授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者について技能証明を行う場合には、前三項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、試験の全部又は一部を行わないことができる。独立行政法人航空大学校又は国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者についても、同様とする。

（技能証明の限定の変更）

第二十九条の二 国土交通大臣は、第二十五条第二項又は第三項の限定に係る技能証明につき、その技能証明に係る航空従事者の申請により、その限定を変更することができる。

2 前条の規定は、前項の限定の変更を行う場合に準用する。

（技能証明の取消等）

第三十条 国土交通大臣は、航空従事者が左の各号の一に該当するときは、その技能証明を取り消し、又は一年以内の期間を定めて航空業務の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基く処分に違反したとき。

二 航空従事者としての職務を行うに当り、非行又は重大な過失があつたとき。

（航空身体検査証明）

第三十一条 国土交通大臣又は指定航空身体検査医（申請により国土交通大臣が指定した国土交通省令で定める要件を備える医師をいう。以下同じ。）は、申請により、技能証明を有する者で航空機に乗り組んでその運航を行なおうとするものについて、航空身体検査証明を行なう。

2 航空身体検査証明は、申請者に航空身体検査証明書を交付することによつて行なう。

3 国土交通大臣又は指定航空身体検査医は、第一項の申請があつた場合において、申請者がその有する技能証明の資格に係る国土交通省令で定める身体検査基準に適合すると認めるときは、航空身体検査証明をしなければならない。

第三十二条 削除

第三十三条 航空身体検査証明の有効期間は、定期運送用操縦士の資格を有する者にあつては六月、その他の者にあつては一年とする。

（計器飛行証明及び操縦教育証明）

第三十四条 定期運送用操縦士の資格についての技能証明（当該技能証明について限定をされた航空機の種類が国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。第三十五条の二第一項において同じ。）又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格についての技能証明を有する者は、その使用する航空機の種類に係る次に掲げる飛行（以下「計器飛行等」という。）の技能について国土交通大臣の行う計器飛行証明を受けていなければ、計器飛行等を行つてはならない。

一 計器飛行

二 計器飛行以外の航空機の位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行う飛行（以下「計器航法による飛行」という。）で国土交通省令で定める距離又は時間を超えて行うもの

三 計器飛行方式による飛行

2 次に掲げる操縦の練習を行う者に対しては、その使用する航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有し、かつ、当該航空機の種類に係る操縦の教育の技能について国土交通大臣の行う操縦教育証明を受けている者（以下「操縦教員」という。）でなければ、操縦の教育を行つてはならない。

一 定期運送用操縦士、事業用操縦士又は自家用操縦士の資格についての技能証明（以下「操縦技能証明」という。）を受けていない者が航空機（第二十八条第三項の国土交通省令で定める航空機を除く。次号において同じ。）に乗り組んで行う操縦の練習

二 操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者が当該技能証明について限定をされた種類以外の種類の航空機に乗り組んで行う操縦の練習

3 第二十六条第一項、第二十七条、第二十九条及び第三十条の規定は、前二項の計器飛行証明又は操縦教育証明について準用する。

（航空機の操縦練習）

第三十五条 第二十八条第一項及び第二項の規定は、左に掲げる操縦の練習のために行なう操縦については、適用しない。

一 前条第二項第一号に掲げる操縦の練習で、当該練習について国土交通大臣の許可を受け、かつ、操縦教員の監督の下に行なうもの

二 前条第二項第二号に掲げる操縦の練習で、操縦教員の監督の下に行なうもの

三 操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者が当該技能証明について限定をされた種類の航空機のうち当該技能証明について限定をされた等級又は型式以外の等級又は型式のものに乗り組んで行なう操縦の練習で、当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者の監督（当該航空機を操縦することができる技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合にあつては、当該航空機を操縦することができる知識及び能力を有すると認めて国土交通大臣が指定した者の監督）の下に行なうもの

2 前項各号の操縦の練習の監督を行なう者は、当該練習の監督を国土交通省令で定めるところにより行なわなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項第一号の許可の申請があつた場合において、申請者が、航空機の操縦の練習を行うのに必要な能力を有すると認めるときは、これを許可しなければならない。

4 第一項第一号の許可は、申請者に航空機操縦練習許可書を交付することによつて行う。

5 第三十条及び第六十七条第一項の規定は、第一項第一号の許可を受けた者に準用する。

（計器飛行等の練習）

第三十五条の二 第三十四条第一項の規定は、定期運送用操縦士の資格についての技能証明又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格についての技能証明及び航空身体検査証明を有する者でその使用する航空機の種類について計器飛行証明を受けていないものが計器飛行等の練習のために行う飛行で、次に掲げる者の監督の下に行うものについては、適用しない。

一 当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有し、かつ、当該技能証明が定期運送用操縦士の資格についての技能証明又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格についての技能証明である場合は当該航空機の種類について計器飛行証明を有する者

二 地上物標を利用して航空機の位置及び針路を知ることができる場合において計器飛行又は計器航法による飛行の練習を行うときは、当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者

三 当該航空機を操縦することができる技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合は、当該航空機を使用して計器飛行等を行うことができる知識及び能力を有すると認めて国土交通大臣が指定した者

2 前条第二項の規定は、計器飛行等の練習の監督を行なう者について準用する。

（国土交通省令への委任）

第三十六条 技能証明書、航空身体検査証明書及び航空機操縦練習許可書の様式、交付、再交付及び返納に関する事項その他技能証明、航空身体検査証明、計器飛行証明、操縦教育証明、第三十五条第一項第一号の許可並びに同項第三号及び前条第一項第三号の指定に関する細目的事項、第二十九条第一項の試験の科目、受験手続その他の試験に関する実施細目並びに航空従事者の養成施設の指定に関する実施細目は、国土交通省令で定める。

第五章 航空路、飛行場及び航空保安施設

（航空路の指定）

第三十七条 国土交通大臣は、航空機の航行に適する空中の通路を航空路として指定する。

2 前項の航空路の指定は、当該空域の位置及び範囲を告示することによつて行う。

（飛行場又は航空保安施設の設置）

第三十八条 国土交通大臣及び新東京国際空港公団以外の者は、飛行場又は政令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請をしようとする者は、当該施設について、位置、構造等の設置の計画、管理の計画、工事完成の予定期日その他国土交通省令で定める事項及び飛行場にあつては公共の用に供するかどうかの別を記載した申請書を提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、飛行場の設置の許可の申請があつたときは、飛行場の位置及び範囲、公共の用に供するかどうかの別、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面、供用開始の予定期日その他国土交通省令で定める事項を告示するとともに、現地においてこれを掲示しなければならない。

4 第一項の許可には、条件又は期限を附し、及びこれを変更することができる。

（申請の審査）

第三十九条 国土交通大臣は、前条第一項の許可の申請があつたときは、その申請が左の各号

に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 当該飛行場又は航空保安施設の位置、構造等の設置の計画が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

二 当該飛行場又は航空保安施設の設置によつて、他人の利益を著しく害することとならないものであること。

三 当該飛行場又は航空保安施設の管理の計画が第四十七条第一項の保安上の基準に適合するものであること。

四 申請者が当該飛行場又は航空保安施設を設置し、及びこれを管理するに足る能力を有すること。

五 飛行場にあつては、申請者が、その敷地について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること。

2 国土交通大臣は、飛行場の設置の許可に係る前項の審査を行う場合には、公聴会を開き、当該飛行場の設置に関し利害関係を有する者に当該飛行場の設置に関する意見を述べる機会を与えなければならない。

(公共用飛行場の告示等)

第四十条 国土交通大臣は、公共の用に供する飛行場について設置の許可をしたときは、当該飛行場の位置及び範囲、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面並びに供用開始の予定期日を告示するとともに、現地においてこれを掲示しなければならない。供用開始後において、告示し及び掲示した事項について変更がある場合（第四十三条第一項に規定する事由による場合を除く。）も同様である。

(飛行場の工事の完成)

第四十一条 第三十八条第一項の規定による飛行場の設置の許可を受けた者（以下「飛行場の設置者」という。）は、許可の申請書に記載した工事完成の予定期日までに工事を完成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、飛行場の設置者は、天災その他やむを得ない事由により許可の申請書に記載した工事完成の予定期日までに工事を完成することができない場合においては、国土交通大臣の許可を受けて、同項の規定により工事を完成しなければならない期日を変更することができる。ただし、公共の用に供する飛行場以外の飛行場（以下「非公共用飛行場」という。）にあつては、同項の工事完成の予定期日から起算して国土交通省令で定める期間内の期日に変更するときは、許可を受けることを要しない。

3 前項ただし書の場合においては、当該非公共用飛行場の設置者は、その変更した期日を国土交通大臣に届け出なければならない。

(完成検査)

第四十二条 飛行場の設置者又は第三十八条第一項の規定による航空保安施設の設置の許可を受けた者（以下「航空保安施設の設置者」という。）は、当該許可に係る施設の工事が完成したときは、遅滞なく国土交通大臣の検査を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の検査の結果当該施設が申請書に記載した設置の計画に適合していると認めるときは、これを合格としなければならない。

3 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、第一項の検査の合格があつたときは、遅滞なく供用開始の期日を定めて、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

4 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、前項の規定により届け出た供用開始の期日以後でなければ、当該施設を供用してはならない。

(飛行場又は航空保安施設の変更)

第四十三条 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、当該施設について国土交通省令で定める航空の安全のため特に重要な変更を加えようとするとき（飛行場の標点の位置を変更しようとするときを含む。）は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 第三十八条第二項から第四項まで、第三十九条、第四十条並びに前条の規定は、前項の場合に準用する。但し、第三十八条第三項、第三十九条第二項及び第四十条の規定については、飛行場の範囲、進入表面、転移表面又は水平表面に変更を生ずる場合に限り準用する。

(供用の休止又は廃止)

第四十四条 公共の用に供する飛行場の設置者は、当該飛行場の供用を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の許可の申請があつたときは、当該飛行場の供用の休止又は廃止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除く外、これを許可しな

なければならない。

3 第一項の供用の休止の許可には、期限を附することができる。

4 第一項の規定による供用の休止の許可に係る飛行場の設置者は、当該飛行場の供用を再開しようとするときは、国土交通大臣の検査を受けなければならない。

5 第四十二条第二項から第四項までの規定は、前項の供用の再開の場合に準用する。

第四十五条 非公共用飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、当該施設の供用を休止し、又は廃止しようとするときは、少くともその七日前までに国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、供用を休止した非公共用飛行場又は航空保安施設の供用の再開の場合に準用する。

（公共用飛行場又は航空保安施設の告示）

第四十六条 公共の用に供する飛行場の設置者又は航空保安施設（国土交通省令で定めるものを除く。）の設置者が第四十二条第三項の届出をした場合は、国土交通大臣は、当該施設の名称、位置、設備の概要その他国土交通省令で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があつたとき、又は当該施設の供用の休止、再開若しくは廃止があつたときも同様である。

（飛行場又は航空保安施設の管理）

第四十七条 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準に従つて当該施設を管理しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の飛行場又は航空保安施設が同項の基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期的に検査をしなければならない。

（許可の取消等）

第四十八条 国土交通大臣は、左に掲げる場合には、飛行場若しくは航空保安施設の設置の許可を取り消し、又は期間を定めて、飛行場の全部若しくは一部の供用の停止を命ずることができる。但し、第二号から第五号までの場合について設置の許可を取り消すことができる場合は、国土交通大臣が飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者に対し、相当の期間を定めて、当該施設を申請書に記載した計画若しくは第三十九条第一項第一号の基準に適合させるための措置をとるべきこと又は当該施設を前条第一項の保安上の基準に従つて管理すべきことを命じ、その期間内に飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が、その命令に従わなかった場合に限る。

一 正当な理由がないのに第四十一条第一項の規定により工事を完成しなければならない期日（同条第二項の規定により期日を変更したときは、その期日）までに工事を完成しないとき。

二 第四十二条第一項（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の検査の結果、当該施設が申請書に記載した設置又は変更の計画に適合していないと認めるとき。

三 第四十四条第五項又は第四十五条第二項において準用する第四十二条第一項の検査の結果、当該施設がこれらの申請に係る申請書に記載した計画に適合していないと認めるとき。

四 飛行場又は航空保安施設の管理が前条第一項の保安上の基準に従つて行われていないと認めるとき。

五 飛行場の位置、構造等が第三十九条第一項第一号の基準に適合しなくなつたとき。

六 許可に附した条件に違反したとき。

（物件の制限等）

第四十九条 何人も、公共の用に供する飛行場について第四十条（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面（これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。但し、仮設物その他の国土交通省令で定める物件（進入表面又は転移表面に係るものを除く。）で飛行場の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りでない。

2 飛行場の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件（成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つた植物を含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。

3 飛行場の設置者は、第一項の告示の際現に存する物件で進入表面、転移表面又は水平表

面の上に出るもの（同項の告示の際現に存する植物で成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つたもの及び同項の告示の際現に建造中であつた建造物で当該建造工事によりこれらの表面の上に出るに至つたものを含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより通常生ずべき損失を補償して、当該物件の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る部分を除去すべきことを求めることができる。

4 前項の物件又はこれが存する土地の所有者は、同項の物件の除去によつて、その物件又は土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、政令で定めるところにより飛行場の設置者に対し、その物件又は土地の買収を求めることができる。

5 第三項の補償すべき損失の額並びに前項の買収及びその価格等の条件は、当事者間の協議により定める。協議が調わないとき、又は協議することができないときは、国土交通大臣が裁定する。

6 前項の裁定中補償すべき損失の額及び買収の価格について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から三箇月以内に、訴をもつてその金額の増減を請求することができる。

7 前項の訴においては、飛行場の設置者又は物件若しくは土地の所有者その他の権原を有する者を被告とする。

8 第五項の裁定についての異議申立てにおいては、買収の価格についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第五十条 公共の用に供する飛行場の設置者は、当該飛行場の設置又は第四十三条第一項の施設の変更によつて、進入表面、転移表面又は水平表面の投影面と一致する土地（進入表面、転移表面又は水平表面からの距離が十メートル未満のものに限る。）について前条第一項の規定による用益の制限により通常生ずべき損失を、当該土地の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより補償しなければならない。

2 前項の土地の所有者は、前条第一項の規定による用益の制限によつて当該土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、同条第四項の場合を除き、政令で定めるところにより飛行場の設置者に対し、その土地の買収を求めることができる。

3 前条第五項から第八項までの規定は、前二項の場合に準用する。

（航空障害燈）

第五十一条 地表又は水面から六十メートル以上の高さの物件の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該物件に航空障害燈を設置しなければならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 飛行場の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該飛行場の進入表面、転移表面又は水平表面の投影面と一致する区域内にある物件（前項の規定により航空障害燈を設置すべき物件を除く。）国土交通省令で定めるものに航空障害燈を設置しなければならない。

3 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、前二項の規定により航空障害燈を設置すべき物件以外の物件で、航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるものに航空障害燈を設置しなければならない。

4 前二項の物件の所有者又は占有者は、これらの規定により飛行場の設置者又は国土交通大臣の行なう航空障害燈の設置を拒むことができない。

5 国土交通大臣及び第一項又は第二項の規定により航空障害燈を設置した者は、国土交通省令で定める方法に従い、当該航空障害燈を管理しなければならない。

6 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定により航空障害燈を設置した者の当該航空障害燈の管理の方法が前項の国土交通省令に従っていないと認めるときは、その者に対し、設備の改善その他その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（昼間障害標識）

第五十一条の二 昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他の国土交通省令で定める物件で地表又は水面から六十メートル以上の高さのものの設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該物件に昼間障害標識を設置しなければならない。

2 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定により昼間障害標識を設置すべき物件以外の物件で、航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるものに昼間障害標識を設置しなければならない。

3 前条第四項から第六項までの規定は、昼間障害標識について準用する。

（類似燈火の制限）

第五十二条 何人も、航空燈火の明りような認識を妨げ、又は航空燈火と誤認されるおそれがある燈火（以下「類似燈火」という。）を設置してはならない。

2 国土交通大臣は、類似燈火の設置者に対し、期限を定めて当該燈火のしやへいその他航空燈火の認識を妨げず、又は航空燈火の誤認されないようにするための措置をとるべきことを

命ずることができる。

3 前項の場合において、類似燈火が航空燈火の設置の時に設置されている場合には、同項の措置に要する費用は、当該航空燈火の設置者が負担する。

(禁止行為)

第五十三条 何人も、滑走路、誘導路その他国土交通省令で定める飛行場の重要な設備又は航空保安施設を損傷し、その他これらの機能をそこなうおそれのある行為をしてはならない。

2 何人も、飛行場内で、航空機に向かつて物を投げ、その他航空の危険を生じさせるおそれのある行為で国土交通省令で定めるものを行つてはならない。

3 何人も、みだりに着陸帯、誘導路、エプロン又は格納庫に立ち入つてはならない。

(使用料金)

第五十四条 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設について使用料金を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 国土交通大臣は、前項の使用料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者に対し、期限を定めてその使用料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該飛行場又は航空保安施設を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。

(管理規程)

第五十四条の二 飛行場の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、公共の用に供する飛行場の供用の条件その他業務の運営に関する事項について管理規程を定め、利用者に見やすいように掲示しなければならない。

2 前項の飛行場の設置者は、同項の管理規程(前条第一項の使用料金に係る部分を除く。)を定め、又はこれを変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(飛行場の設置者等の地位の承継)

第五十五条 この法律に基く飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者の地位は、第三項の場合を除き、これを承継しようとする者が国土交通大臣の許可を受けなければ、承継しない。

2 第三十九条第一項第四号の規定は、前項の許可をする場合に準用する。

3 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が死亡した場合においては、その相続人(相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定めた設置者の地位を承継すべき一人の相続人)は、被相続人のこの法律の規定による地位を承継する。

4 前項の相続人は、被相続人のこの法律の規定による地位を承継したときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(国土交通大臣の行う飛行場等の設置又は管理)

第五十五条の二 国土交通大臣は、飛行場又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合には、第三十九条第一項第一号、第二号及び第五号の基準に従つてこれを行しなければならない。

2 第三十八条第三項、第三十九条第二項、第四十条、第四十六条、第四十七条第一項、第四十九条、第五十条、第五十一条第二項、第四項及び第五項並びに第五十四条の二第一項の規定は、国土交通大臣が飛行場又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合に準用する。但し、第三十九条第二項については、国土交通大臣が飛行場を設置する場合において、当該飛行場の敷地が従前、適法に航空機の離陸又は着陸の用に供せられており、且つ、当該飛行場の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件がないときは、準用しない。

(新東京国際空港等の設置又は管理)

第五十五条の三 新東京国際空港公団は、新東京国際空港若しくは[新東京国際空港公団法](#)(昭和四十年法律第百十五号) [第二十条第一項第二号](#) の航空保安施設を設置し、又は当該空港若しくは航空保安施設に国土交通省令で定める重要な変更を加えようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、[同法第二十一条](#) の基本計画に基づいて工事实施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第三十八条第三項、第三十九条(第一項第三号及び第四号に係るものを除く。)及び第四十条の規定は、前項の工事实施計画の認可について準用する。ただし、第三十八条第三項、

第三十九条第二項及び第四十条の規定は、新東京国際空港を設置しようとする場合における前項前段の規定による工事実施計画の認可以外の工事実施計画の認可については、当該認可に係る工事実施計画の実施により新東京国際空港の範囲、進入表面、転移表面又は水平表面に変更を生ずることとなる場合に限り準用する。

3 前項の場合において、第四十条中「第四十三条第一項」とあるのは、「第五十五条の三第一項」と読み替えるものとする。

第五十六条 第四十二条、第四十四条（供用の休止に関する部分に限る。）、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項、第四十九条、第五十条、第五十一条第二項、第四項及び第五項、第五十四条並びに第五十四条の二の規定は、新東京国際空港公団が設置する新東京国際空港又は前条第一項の航空保安施設について準用する。この場合において、第五十条第一項中「第四十三条第一項」とあるのは、「第五十五条の三第一項」と読み替えるものとする。

（第一種空港等の特例）

第五十六条の二 国土交通大臣は、第一種空港及び政令で定める第二種空港について、延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面を指定することができる。

2 延長進入表面は、進入表面を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方への延長線及び当該底辺に平行な直線でその進入表面の内側底辺からの水平距離が一万五千メートルであるものにより囲まれる部分とする。

3 円錐表面は、水平表面の外縁に接続し、且つ、空港の標点を含む鉛直面との交線が水平面に対し外側上方へ五十分の一以上で国土交通省令で定める勾配を有する円錐面であつて、その投影面が当該標点を中心として一万六千五百メートル以下で国土交通省令で定める長さの半径で水平に描いた円周で囲まれるもののうち、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な部分とする。

4 外側水平表面は、前項の円錐面の上縁を含む水平面であつて、その投影面が空港の標点を中心として二万四千メートル以下で国土交通省令で定める長さの半径で水平に描いた円周で囲まれるもの（投影面が水平表面又は円錐表面の投影面と一致する部分を除く。）のうち、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な部分とする。

第五十六条の三 国土交通大臣は、前条第一項の指定をし又は指定をした事項に変更を加える場合には、空港の附近の土地の所有者その他の利害関係を有する者の利益を著しく害することとならないように配慮しなければならない。

2 第三十八条第三項、第三十九条第二項及び第四十条の規定は、前条第一項の指定をし又は指定をした事項に変更を加える場合に準用する。

第五十六条の四 何人も、第五十六条の二第一項に規定する空港について前条第二項において準用する第四十条の告示があつた後においては、その告示で示された延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面（これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建築物（その告示の際現に建造中である建築物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。

2 第四十九条第一項但書の規定は、円錐表面及び外側水平表面について準用する。

3 第四十九条第二項の規定は第一項の規定に違反する物件について、同条第三項から第八項までの規定は第一項の告示の際現に存する物件で延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面の上に出るものについて準用する。

（公共用施設の指定等）

第五十六条の五 国土交通大臣は、公衆の利便を増進するため必要があると認めるときは、自衛隊の設置する飛行場について、その着陸帯その他の施設を公共の用に供すべき施設として指定することができる。

2 前項の指定は、当該施設の名称、位置、設備の概要その他国土交通省令で定める事項を告示することによつて行う。

3 国土交通大臣は、第一項の指定に係る施設について前項の告示をした事項に変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を告示しなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

5 国土交通大臣は、第一項の指定をしようとするとき、又は前項の指定の取消をしようとするときは、防衛庁長官と協議しなければならない。

6 防衛庁長官は、第一項の指定があつたときは、当該施設を公共の用に供しなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

7 防衛庁長官は、第一項の指定に係る施設の使用の条件について、特定の使用者に対し、不当な差別的取扱をしてはならない。

第六章 航空機の運航

(国籍等の表示)

第五十七条 航空機には、国土交通省令で定めるところに従い、国籍、登録記号及び所有者の氏名又は名称を表示しなければ、これを航空の用に供してはならない。但し、第十一条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。

(航空日誌)

第五十八条 航空機の使用人は、航空日誌を備えなければならない。

2 航空機の使用人は、航空機を航空の用に供した場合又は整備し、若しくは改造した場合には、遅滞なく航空日誌に国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

3 前二項の規定は、第十一条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合には、適用しない。

(航空機に備え付ける書類)

第五十九条 航空機(国土交通省令で定める航空機を除く。)には、左に掲げる書類を備え付けなければ、これを航空の用に供してはならない。但し、第十一条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。

一 航空機登録証明書

二 耐空証明書

三 航空日誌

四 その他国土交通省令で定める航空の安全のために必要な書類

(航空機の航行の安全を確保するための装置)

第六十条 国土交通省令で定める航空機には、国土交通省令で定めるところにより航空機の姿勢、高度、位置又は針路を測定するための装置、無線電話その他の航空機の航行の安全を確保するために必要な装置を装備しなければ、これを航空の用に供してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(航空機の運航の状況を記録するための装置)

第六十一条 国土交通省令で定める航空機には、国土交通省令で定めるところにより、飛行記録装置その他の航空機の運航の状況を記録するための装置を装備し、及び作動させなければ、これを航空の用に供してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の航空機の使用人は、国土交通省令で定めるところにより同項の装置による記録を保存しなければならない。

(救急用具)

第六十二条 国土交通省令で定める航空機には、落下さん、救命胴衣、非常信号燈その他の国土交通省令で定める救急用具を装備しなければ、これを航空の用に供してはならない。

(航空機の燃料)

第六十三条 航空機は、航空運送事業の用に供する場合又は計器飛行方式により飛行しようとする場合においては、国土交通省令で定める量の燃料を携行しなければ、これを出発させてはならない。

(航空機の燈火)

第六十四条 航空機は、夜間(日没から日出までの間をいう。以下同じ。)において航行し、又は夜間において使用される飛行場に停留する場合には、国土交通省令で定めるところによりこれを燈火で表示しなければならない。但し、水上にある場合については、[海上衝突予防法](#)(昭和五十二年法律第六十二号)の定めるところによる。

(航空機に乗り組ませなければならない者)

第六十五条 航空機には、第二十八条の規定によりこれを操縦することができる航空従事者を乗り組ませなければならない。

2 次の表の航空機の欄に掲げる航空機には、前項の航空従事者のほか、第二十八条の規定

により同表の業務の欄に掲げる行為を行うことができる航空従事者を乗り組ませなければならない。

航空機	業務
次の各号の一に該当する航空機 一 構造上、その操縦のために二人を要する航空機 二 特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機であつて当該特定の方法又は方式により飛行するもの 三 旅客の運送の用に供する航空機で計器飛行方式により飛行するもの 四 旅客の運送の用に供する航空機で飛行時間が五時間を超えるもの	航空機の操縦
構造上、操縦者（航空機の操縦に従事する者をいう。以下同じ。）だけでは発動機及び機体の完全な取扱いができない航空機	航空機に乗り組んで行うその発動機及び機体の取扱い（操縦装置の操作を除く。）

第六十六条 次の表の航空機の欄に掲げる航空機には、前条の航空従事者のほか、第二十八条の規定により同表の業務の欄に掲げる行為を行うことができる航空従事者を乗り組ませなければならない。

航空機	業務
第六十条の規定により無線設備（受信のみを目的とするものを除く。）を装備して航行する航空機	上欄に掲げる無線設備の操作
無着陸で五百五十キロメートル以上の区間を飛行する航空機（飛行中常時地上物標又は航空保安施設を利用できると認められるもの並びに慣性航法装置その他の国土交通省令で定める航空機の位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出のための装置を装備するものを除く。）	航空機の位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出

2 前項の規定にかかわらず、同項同表の業務の欄に掲げるそれぞれの業務を他の航空従事者の業務を行う者が行うことによりその業務に支障を生ずることとならない場合は、同項に規定する航空従事者を乗り組ませなくてもよい。

（航空従事者の携帯する書類）

第六十七条 航空従事者は、その航空業務を行う場合には、技能証明書を携帯しなければならない。

2 航空従事者は、航空機に乗り組んでその航空業務を行う場合には、技能証明書の外、航空身体検査証明書を携帯しなければならない。

（乗務割の基準）

第六十八条 航空運送事業を経営する者は、国土交通省令で定める基準に従つて作成する乗務割によるものでなければ、航空従事者をその使用する航空機に乗り組ませて航空業務に従事させてはならない。

（最近の飛行経験）

第六十九条 航空機乗組員（航空機に乗り組んで航空業務を行なう者をいう。以下同じ。）は、国土交通省令で定めるところにより、一定の期間内における一定の飛行経験がないときは、航空運送事業の用に供する航空機の運航に従事し、又は計器飛行、夜間の飛行若しくは第三十四条第二項の操縦の教育を行つてはならない。

（酒精飲料等）

第七十条 航空機乗組員は、酒精飲料又は麻酔剤その他の薬品の影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間は、その航空業務を行つてはならない。

(身体障害)

第七十一条 航空機乗組員は、第三十一条第三項の身体検査基準に適合しなくなったときは、第三十三条の航空身体検査証明の有効期間内であっても、その航空業務を行ってはならない。

(操縦者の見張り義務)

第七十一条の二 航空機の操縦を行なっている者(航空機の操縦の練習をし又は計器飛行等の練習をするためその操縦を行なっている場合で、その練習を監督する者が同乗しているときは、その者)は、航空機の航行中は、第九十六条第一項の規定による国土交通大臣の指示に従っている航行であるといふにかかわらず、当該航空機外の物件を視認できない気象状態の下にある場合を除き、他の航空機その他の物件と衝突しないように見張りをしなければならない。

(航空運送事業の用に供する航空機に乗り組む機長の要件)

第七十二条 航空運送事業の用に供する国土交通省令で定める航空機には、航空機の機長として必要な国土交通省令で定める知識及び能力を有することについて国土交通大臣の認定を受けた者でなければ、機長として乗り組んではならない。

2 国土交通大臣は、前項の認定を受けた者が同項の知識及び能力を有するかどうかを定期的に審査をしなければならない。

3 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、第一項の認定を受けた者が同項の知識及び能力を有するかどうかを臨時に審査をしなければならない。

4 第一項の認定を受けた者が、第二項の審査を受けなかつたとき、前項の審査を拒否したとき、又は第二項若しくは前項の審査に合格しなかつたときは、当該認定は、その効力を失うものとする。

5 第一項の規定は、国土交通大臣の指定する範囲内の機長で、第百二条第一項の本邦航空運送事業者で国土交通大臣が申請により指定したもの(以下「指定本邦航空運送事業者」という。)の当該事業の用に供する航空機に乗り組むものが、第一項の知識及び能力を有することについて当該指定本邦航空運送事業者による認定を受けたときは、適用しない。

6 指定本邦航空運送事業者は、前項の認定を受けた者及び当該事業の用に供する航空機に乗り組む機長で第一項の認定を受けたものについて、第二項及び第三項の規定に準じて審査をしなければならない。この場合においては、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

7 第四項の規定は、前項の審査について準用する。

8 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、第六項の規定により指定本邦航空運送事業者が審査をすべき者についても第二項及び第三項の審査をすることができる。この場合においては、第四項の規定の適用があるものとする。

9 指定本邦航空運送事業者は、第五項の認定及び第六項の審査を行うときは、国土交通大臣が当該指定本邦航空運送事業者の申請により指名した国土交通省令で定める要件を備える者に実施させなければならない。

10 前各項の規定を実施するために必要な細目的事項については、国土交通省令で定める。

(機長の権限)

第七十三条 機長(機長に事故があるときは、機長に代わつてその職務を行なうべきものとされている者。以下同じ。)は、当該航空機に乗り組んでその職務を行う者を指揮監督する。

(出発前の確認)

第七十三条の二 機長は、国土交通省令で定めるところにより、航空機が航行に支障がないことその他運航に必要な準備が整っていることを確認した後でなければ、航空機を出発させてはならない。

(安全阻害行為等の抑止の措置等)

第七十三条の三 機長は、航空機内にある者が、離陸のため当該航空機のすべての乗降口が開ざされた時から着陸の後降機のためこれらの乗降口のうちのいずれかが開かれる時まで、当該航空機の安全を害し、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産に危害を及ぼし、当該航空機内の秩序をみだし、若しくは当該航空機内の規律に違反する行為をし、又はこれらの行為をしようとしていると信ずるに足りる相当な理由があるときは、当該航空機の安全の保持、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産の保護又は当該航空機内の秩序若しくは規律の維持のために必要な限度で、その者に対し拘束その他これらの行為を抑止するための措置をとり、又はその者を降機させることができる。

2 機長は、前項の規定に基づき拘束している場合において、航空機を着陸させたときは、拘束されている者が拘束されたまま引き続き搭乗することに同意する場合及びその者を降機させないことについてやむを得ない事由がある場合を除き、その者を引き続き拘束したまま当該

航空機を離陸させてはならない。

3 航空機内にある者は、機長の要請又は承認に基づき、機長が第一項の措置をとることに
対し必要な援助を行なうことができる。

4 機長は、航空機を着陸させる場合において、第一項の規定に基づき拘束している者があ
るとき、又は同項の規定に基づき降機させようとする者があるときは、できる限り着陸前に、
拘束又は降機の理由を示してその旨を着陸地のもよりの航空交通管制機関に連絡しなければ
ならない。

(危難の場合の措置)

第七十四条 機長は、航空機又は旅客の危難が生じた場合又は危難が生ずるおそれがあると認
める場合は、航空機内にある旅客に対し、避難の方法その他安全のため必要な事項（機長が前
条第一項の措置をとることに對する必要な援助を除く。）について命令をすることができる。

第七十五条 機長は、航空機の航行中、その航空機に急迫した危難が生じた場合には、旅客の
救助及び地上又は水上の人又は物件に対する危難の防止に必要な手段を尽くさなければならない
い。

(報告の義務)

第七十六条 機長は、次に掲げる事故が発生した場合には、国土交通省令で定めるところによ
り国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。ただし、機長が報告することができない
ときは、当該航空機の使用者が報告しなければならない。

- 一 航空機の墜落、衝突又は火災
- 二 航空機による人の死傷又は物件の損壊
- 三 航空機内にある者の死亡（国土交通省令で定めるものを除く。）又は行方不明
- 四 他の航空機との接触
- 五 その他国土交通省令で定める航空機に関する事故

2 機長は、他の航空機について前項第一号の事故が発生したことを知ったときは、無線電
信又は無線電話により知ったときを除いて、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣
にその旨を報告しなければならない。

3 機長は、飛行中航空保安施設の機能の障害その他の航空機の航行の安全に影響を及ぼす
おそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したことを知ったときは、他から
の通報により知ったときを除いて、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨
を報告しなければならない。

第七十六条の二 機長は、航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあつたと認めたとき
その他前条第一項各号に掲げる事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定め
る事態が発生したと認めたときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨
を報告しなければならない。

(運航管理者)

第七十七条 航空運送事業の用に供する国土交通省令で定める航空機は、その機長が、第二百
条第一項の本邦航空運送事業者の置く運航管理者の承認を受けなければ、出発し、又はその飛
行計画を変更してはならない。

第七十八条 前条の運航管理者は、国土交通大臣の行う運航管理者技能検定に合格した者でな
なければならない。

2 運航管理者技能検定は、申請者が前条の業務を行うために必要な航空機、航空保安施設、
無線通信及び気象に関する知識及び技能を有するかどうかを判定するために行う。

3 運航管理者技能検定は、国土交通省令で定める年齢及び航空機の運航に関する経験を有
する者でなければ、受けることができない。

4 第二十七条、第二十九条及び第三十条の規定は、運航管理者技能検定に準用する。

5 運航管理者技能検定の申請手続その他の実施細目は、国土交通省令で定める。

(離着陸の場所)

第七十九条 航空機（国土交通省令で定める航空機を除く。）は、陸上にあつては飛行場以外
の場所において、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸して
はならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(飛行の禁止区域)

第八十条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(最低安全高度)

第八十一条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(捜索又は救助のための特例)

第八十一条の二 前三条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し捜索又は救助のために行なう航行については、適用しない。

(巡航高度)

第八十二条 航空機は、地表又は水面から九百メートル（計器飛行方式により飛行する場合にあつては、三百メートル）以上の高度で巡航する場合には、国土交通省令で定める高度で飛行しなければならない。

2 航空機は、航空交通管制区内にある航空路の空域（第九十四条の二第一項に規定する特別管制空域を除く。）のうち国土交通大臣が告示で指定する航空交通がふくそうする空域を計器飛行方式によらないで飛行する場合は、高度を変更してはならない。ただし、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 離陸した後引き続き上昇飛行を行なう場合

二 着陸するため降下飛行を行なう場合

三 悪天候を避けるため必要がある場合であつて、当該空域外に出るいとまがないとき、又は航行の安全上当該空域内での飛行を維持する必要があるとき。

四 その他やむを得ない事由がある場合

3 国土交通大臣は、前項の空域（以下「高度変更禁止空域」という。）ごとに、同項の規定による規制が適用される時間を告示で指定することができる。

(航空交通管制圏等における速度の制限)

第八十二条の二 航空機は、左に掲げる空域においては、国土交通省令で定める速度をこえる速度で飛行してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 航空交通管制圏

二 第九十六条第三項第四号に規定する進入管制区のうち航空交通管制圏に接続する部分の国土交通大臣が告示で指定する空域

(衝突予防等)

第八十三条 航空機は、他の航空機又は船舶との衝突を予防し、並びに飛行場における航空機の離陸及び着陸の安全を確保するため、国土交通省令で定める進路、経路、速度その他の航行の方法に従い、航行しなければならない。但し、水上にある場合については、[海上衝突予防法](#)の定めるところによる。

(編隊飛行)

第八十四条 航空運送事業の用に供する航空機は、国土交通大臣の許可を受けなければ、編隊で飛行してはならない。

2 航空機は、編隊で飛行する場合には、その機長は、これを行う前に、編隊の方法、航空機相互間の合図の方法その他国土交通省令で定める事項について打合せをしなければならない。

(粗暴な操縦の禁止)

第八十五条 航空機は、運航上の必要がないのに低空で飛行を行い、高調音を発し、又は急降下し、その他他人に迷惑を及ぼすような方法で操縦してはならない。

(爆発物等の輸送禁止)

第八十六条 爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのある物件で国土交通省令で定めるものは、航空機で輸送してはならない。

2 何人も、前項の物件を航空機内に持ち込んで서는ならない。

第八十六条の二 航空運送事業を営む者は、貨物若しくは手荷物又は旅客の携行品その他航空機内に持ち込まれ若しくは持ち込まれようとしている物件について、形状、重量その他の

事情により前条第一項の物件であることを疑うに足りる相当な理由がある場合は、当該物件の輸送若しくは航空機内への持ち込みを拒絶し、託送人若しくは所持人に対し当該物件の取卸しを要求し、又は自ら当該物件を取り卸すことができる。但し、自ら物件を取り卸すことができるのは、当該物件の託送人又は所持人がその場に居合わせない場合に限る。

2 国土交通大臣は、航空の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、航空運送事業を経営する者に対し、前項の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。

(無操縦者航空機)

第八十七条 第六十五条及び第六十六条の規定にかかわらず、操縦者が乗り組まないで飛行することができる装置を有する航空機は、国土交通大臣の許可を受けた場合には、これらの規定に定める航空従事者を乗り組ませないで飛行させることができる。

2 国土交通大臣は、前項の許可を行う場合において他の航空機に及ぼす危険を予防するため必要があると認めるときは、当該航空機について飛行の方法を限定することができる。

(物件の曳航)

第八十八条 航空機による物件の曳航は、国土交通省令で定める安全上の基準に従って行わなければならない。

(物件の投下)

第八十九条 何人も、航空機から物件を投下してはならない。但し、地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのない場合であつて国土交通大臣に届け出たときは、この限りでない。

(落下さん降下)

第九十条 国土交通大臣の許可を受けた者でなければ、航空機から落下さんで降下してはならない。

(曲技飛行等)

第九十一条 航空機は、左に掲げる空域以外の空域で国土交通省令で定める高さ以上の空域において行う場合であつて、且つ、飛行視程が国土交通省令で定める距離以上ある場合でなければ、宙返り、横転その他の国土交通省令で定める曲技飛行、航空機の試験をする飛行又は国土交通省令で定める著しい高速の飛行（以下「曲技飛行等」という。）を行つてはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 人又は家屋の密集している地域の上空

二 航空交通管制区

三 航空交通管制圏

2 航空機が曲技飛行等を行なおうとするときは、当該航空機の操縦を行なっている者（航空機の操縦の練習をするためその操縦を行なっている場合で、その練習を監督する者が同乗しているときは、その者）は、あらかじめ当該飛行により附近にある他の航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがないことを確認しなければならない。

(操縦練習飛行等)

第九十二条 航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制圏においては、左に掲げる飛行（曲技飛行等を除く。）を行なつてはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 操縦技能証明（[自衛隊法](#)（昭和二十九年法律第百六十五号）[第一百七条第五項](#)の規定に基づき定められた自衛隊の使用する航空機に乗り組んで操縦に従事する者の技能に関する基準による操縦技能証明に相当するものを含む。次号において同じ。）を受けていない者が航空機に乗り組んで操縦の練習をする飛行

二 操縦技能証明を有する者が当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機以外の航空機に乗り組んで操縦の練習をする飛行

三 航空機の姿勢をひんばんに変更する飛行その他の航空交通の安全を阻害するおそれのある飛行で国土交通省令で定めるもの

2 前条第二項の規定は、航空機が前項第三号に掲げる飛行（これに該当する同項第一号又は第二号に掲げる飛行を含む。）を行なおうとする場合に準用する。

(計器飛行及び計器航法による飛行)

第九十三条 航空機は、地上物標を利用してその位置及び針路を知ることができるときは、計器飛行又は計器航法による飛行を行なつてはならない。

(計器気象状態における飛行)

第九十四条 航空機は、計器気象状態においては、航空交通管制区又は航空交通管制圏にあつては計器飛行方式により飛行しなければならない、その他の空域にあつては飛行してはならない。ただし、予測することができない急激な天候の悪化その他のやむを得ない事由がある場合又は国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(計器飛行方式による飛行)

第九十四条の二 航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制圏のうち国土交通大臣が告示で指定する空域（以下「特別管制空域」という。）においては、計器飛行方式によらなければ飛行してはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 第八十二条第三項の規定は、前項の規定による規制について準用する。

(航空交通管制圏における飛行)

第九十五条 航空機は、航空交通管制圏においては、左に掲げる飛行以外の飛行を行なつてはならない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 当該航空交通管制圏に係る飛行場からの離陸及びこれに引き続く飛行（当該航空交通管制圏外に出た後再び当該航空交通管制圏において行なう飛行を除く。）

二 当該航空交通管制圏に係る飛行場への着陸及びその着陸のための飛行

(航空交通の指示)

第九十六条 航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制圏においては、国土交通大臣が航空交通の安全を考慮して、離陸若しくは着陸の順序、時機若しくは方法又は飛行の方法について与える指示に従つて航行しなければならない。

2 第二条第十二項の国土交通大臣が指定する飛行場の業務に従事する者（国土交通省令で定める飛行場の工事に関する業務に従事する者を含む。）は、その業務に関し、国土交通大臣が当該飛行場における航空交通の安全のために与える指示に従わなければならない。

3 航空機は、左に掲げる航行を行なう場合は、第一項の規定による国土交通大臣の指示を受けるため、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に連絡したうえ、これらの航行を行なわなければならない。

一 航空交通管制圏に係る飛行場からの離陸及び当該航空交通管制圏におけるこれに引き続く上昇飛行

二 航空交通管制圏に係る飛行場への着陸及び当該航空交通管制圏におけるその着陸のための降下飛行

三 前二号に掲げる航行以外の航空交通管制圏における航行

四 第一号に掲げる飛行に引き続く上昇飛行又は第二号に掲げる飛行に先行する降下飛行が行なわれる航空交通管制区のうち国土交通大臣が告示で指定する空域（以下「進入管制区」という。）における計器飛行方式による飛行

五 前号に掲げる飛行以外の航空交通管制区における計器飛行方式による飛行

六 航空交通管制区内の特別管制空域における第九十四条の二第一項ただし書の許可を受けてする計器飛行方式によらない飛行

(飛行計画及びその承認)

第九十七条 航空機は、計器飛行方式により、第二条第十二項の国土交通大臣が指定する飛行場から出発し、又は航空交通管制区若しくは航空交通管制圏を飛行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に飛行計画を通報し、その承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更しようとするときも同様である。

2 航空機は、前項の場合を除き、飛行しようとするとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に飛行計画を通報しなければならない。

3 第一項又は前項の規定により、飛行計画の承認を受け、又は飛行計画を通報した航空機は、前条の国土交通大臣の指示に従うの外、飛行計画に従つて航行しなければならない。但し、通信機の故障があつた場合において国土交通省令で定める方法に従つて航行するときは、この限りでない。

4 第一項又は第二項の規定により、飛行計画の承認を受け、又は飛行計画を通報した航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制圏において航行している間は、国土交通省令で定める方法に従つて航空交通に関する国土交通大臣の指示を聴取し、及び国土交通大臣に当該航空機の位置、飛行状態その他国土交通省令で定める事項を通報しなければならない。

(到着の通知)

第九十八条 前条の規定により、飛行計画の承認を受け、又は飛行計画を通報した航空機の機長は、当該航空機が飛行計画で定めた飛行を終ったときは、遅滞なく国土交通大臣にその旨を通知しなければならない。

(情報の提供)

第九十九条 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、航空機乗組員に対し、航空機の運航のため必要な情報を提供しなければならない。

(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)

第九十九条の二 何人も、航空交通管制圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為（物件の設置及び植栽を除く。）で国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、国土交通大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものであると認めて許可をした場合は、この限りでない。

2 前項の空域以外の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（物件の設置及び植栽を除く。）で国土交通省令で定めるものをする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

第七章 航空運送事業等

(許可)

第一百条 航空運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 航空機の運航及びこれを行うために必要な整備に関する事項、国際航空運送事業を営むかどうかの別その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画

3 第一項の許可の申請をする者は、国際航空運送事業を営もうとする場合にあっては、前項第二号に掲げる事項のほか、事業計画に国土交通省令で定める国際航空運送事業に関する事項を併せて記載しなければならない。

4 第二項の申請書には、資金計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(許可基準)

第一百一条 国土交通大臣は、前条の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

二 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

三 申請者が当該事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

四 国際航空運送事業に係るものにあつては、当該事業に係る航行について外国との間に航空に関する協定その他の国際約束がある場合における当該国際約束の内容に適合する計画を有するものであること。

五 申請者が次に掲げる者に該当するものでないこと。

イ 第四条第一項各号に掲げる者

ロ 航空運送事業又は航空機使用事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ この法律の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ニ 法人であつて、その役員がロ又はハの一に該当するもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、航空運送事業の許可をしなければならない。

(運航管理施設等の検査)

第一百二条 第一百条第一項の許可を受けた者（以下「本邦航空運送事業者」という。）は、当該許可に係る事業の用に供する航空機の運航管理の施設、航空機の整備の施設その他の国土交通省令で定める航空機の運航の安全の確保のために必要な施設（以下「運航管理施設等」という。）について国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、当該運航管理施設等によりその

事業の用に供する航空機を運航し、又は整備してはならない。運航管理施設等について国土交通省令で定める重要な変更をしたときも同様である。

2 国土交通大臣は、前項の検査の結果、当該施設によつて本邦航空運送事業者がこの法律に従い当該事業を安全かつ適確に遂行することができると認めるときは、これを合格としなければならない。

第百三条 削除

(運航規程及び整備規程の認可)

第百四条 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項について運航規程及び整備規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 国土交通大臣は、前項の運航規程又は整備規程が国土交通省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

(運賃及び料金)

第百五条 本邦航空運送事業者は、旅客及び貨物（郵便物を除く。第三項において同じ。）の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該本邦航空運送事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 特定の旅客又は荷主に対し、不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- 二 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客又は荷主が当該事業を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。
- 三 他の航空運送事業者との間に、不当な競争を引き起こすこととなるおそれがあるものであるとき。

3 国際航空運送事業を經營しようとする本邦航空運送事業者は、第一項の規定にかかわらず、当該事業に係る旅客及び貨物の運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

4 国土交通大臣は、前項の運賃又は料金が、第二項各号のいずれにも該当せず、かつ、当該国際航空運送事業に係る航行について外国との間に航空に関する協定その他の国際約束がある場合における当該国際約束の内容に適合するものであるときは、前項の認可をしなければならない。

(運送約款の認可)

第百六条 本邦航空運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

- 一 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- 二 少くとも運賃及び料金の収受並びに運送に関する事業者の責任に関する事項が定められていること。

(運賃及び料金等の掲示)

第百七条 本邦航空運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(運航計画等)

第百七条の二 国内定期航空運送事業を經營しようとする本邦航空運送事業者は、運航計画（路線ごとの使用飛行場、運航回数、発着日時その他の国土交通省令で定める事項を記載した計画をいう。以下同じ。）を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による運航計画の届出をした本邦航空運送事業者は、当該運航計画を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 前項の本邦航空運送事業者は、路線の廃止に係る運航計画の変更をしようとするときは、同項の規定にかかわらず、その六月前（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その二月前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 第二項の本邦航空運送事業者は、国内定期航空運送事業を廃止しようとするときは、そ

の六月前（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その二月前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（混雑飛行場に係る特例）

第一百七条の三 混雑飛行場（当該飛行場の使用状況に照らして、航空機の運航の安全を確保するため、当該飛行場における一日又は一定時間当たりの離陸又は着陸の回数を制限する必要があるものとして国土交通省令で指定する飛行場をいう。以下同じ。）を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、混雑飛行場ごとに、当該混雑飛行場を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする本邦航空運送事業者は、当該混雑飛行場を使用飛行場とする路線に係る運航計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

一 運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであること。

二 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等当該混雑飛行場を適切かつ合理的に使用するものであること。

4 国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、同項の本邦航空運送事業者の当該混雑飛行場の従前の使用状況に配慮してこれをしなければならない。

5 第一項の許可の有効期間は、許可の日からその日の属する単位期間（当該混雑飛行場に係る同項の指定の日以後の期間を五年を超えない範囲内において国土交通省令で定める年数ごとに区分した各期間をいう。）の末日までの期間とする。

6 第一項の許可を受けた本邦航空運送事業者は、第二項の運航計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

7 第三項の規定は、前項の認可について準用する。

8 第六項の本邦航空運送事業者は、当該混雑飛行場を使用して行う国内定期航空運送事業を廃止しようとするときは、その六月前（利用者の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その二月前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

9 第一項の本邦航空運送事業者についての前条の規定の適用については、同条第一項から第三項までの規定中「運航計画」とあるのは「次条第一項の混雑飛行場を使用飛行場としない路線に係る運航計画」と、同条第四項中「国内定期航空運送事業」とあるのは「国内定期航空運送事業（次条第一項の混雑飛行場を使用して行うものを除く。）」とする。

10 第一項の混雑飛行場の指定があつたときは、当該指定の時ににおいて当該混雑飛行場を使用して国内定期航空運送事業を営んでいる本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該指定の日に同項の許可を受けたものとみなす。

11 混雑飛行場について第一項の指定が解除されたときは、当該解除の時ににおいて当該飛行場を使用して国内定期航空運送事業を営んでいる本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定による届出をしたものとみなす。

（事業計画等の遵守）

第一百八条 本邦航空運送事業者は、その業務を行う場合には、天候その他やむを得ない事由のある場合を除くほか、事業計画及び運航計画に定めるところに従わなければならない。

2 国土交通大臣は、本邦航空運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該本邦航空運送事業者に対し、事業計画及び運航計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

（事業計画の変更）

第一百九条 本邦航空運送事業者は、事業計画の変更（第三項及び第四項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 第一百条（第一項第五号に係るものを除く。）の規定は、前項の認可について準用する。

3 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第一百十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、次条第一項の認可を受けて行う次に掲げる行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより利用者の利益を不当に害することとなるとき、又は第一百一十一条の三第四項の規定による公示があつた

後一月を経過したとき（同条第三項の請求に応じ、国土交通大臣が第百十一条の二の規定による処分をした場合を除く。）は、この限りでない。

一 航空輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦内の各地間の路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、当該路線において二以上の航空運送事業者が事業を営んでいる場合に本邦航空運送事業者が他の航空運送事業者と行う共同経営に関する協定の締結

二 本邦内の地点と本邦外の地点との間の路線又は本邦外の各地間の路線において公衆の利便を増進するため、本邦航空運送事業者が他の航空運送事業者と行う連絡運輸に関する契約、運賃協定その他の運輸に関する協定の締結

（協定の認可）

第百十一条 本邦航空運送事業者は、前条各号の協定を締結し、又はその内容を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の認可の申請に係る協定の内容が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

- 一 利用者の利益を不当に害さないこと。
- 二 不当に差別的でないこと。
- 三 加入及び脱退を不当に制限しないこと。
- 四 協定の目的に照らして必要最小限度であること。

（協定の変更命令及び認可の取消し）

第百十一条の二 国土交通大臣は、前条第一項の認可に係る協定の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その本邦航空運送事業者に対し、その協定の内容を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

（公正取引委員会との関係）

第百十一条の三 国土交通大臣は、第百十条第一号の協定について第百十一条第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 国土交通大臣は、第百十条第二号の協定について第百十一条第一項の認可をしたとき、又は第百十条各号の協定について前条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第百十一条第一項の認可を受けた第百十条各号の協定の内容が第百十一条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、国土交通大臣に対し、前条の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（事業改善の命令）

第百十二条 国土交通大臣は、本邦航空運送事業者の事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該本邦航空運送事業者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計画又は運航計画を変更すること。
- 二 運航規程又は整備規程を変更すること。
- 三 運賃若しくは料金（国際航空運送事業に係るものに限る。）又は運送約款を変更すること。
- 四 航空機又は運航管理施設等を改善すること。
- 五 航空事故により支払うことあるべき損害賠償のため保険契約を締結すること。

（名義の利用、事業の貸渡し等）

第百十三条 本邦航空運送事業者は、その名義を他人に航空運送事業のため利用させてはならない。

2 本邦航空運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、航空運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

（業務の管理の受委託）

第百十三条の二 本邦航空運送事業者の事業の用に供する航空機の運航又は整備に関する業務の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

- 一 受託者が本邦航空運送事業者その他当該業務の管理を行うのに適している者であること。
- 二 委託者及び受託者の責任の範囲が明確であることその他当該委託及び受託が輸送の安全を確保するために適切なものであると認められること。

（事業の譲渡及び譲受）

第百十四条 本邦航空運送事業者が当該航空運送事業を譲渡する場合において譲渡人及び譲受人が、その譲渡及び譲受について国土交通大臣の認可を受けたときは、譲受人は、譲渡人のこの法律の規定による地位を承継する。

2 第百一条の規定は、前項の認可について準用する。

（法人の合併及び分割）

第百十五条 本邦航空運送事業者たる法人の合併の場合（本邦航空運送事業者たる法人と航空運送事業を営まない法人が合併する場合において、本邦航空運送事業者たる法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該航空運送事業を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について国土交通大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該航空運送事業を承継した法人は、本邦航空運送事業者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 第百一条の規定は、前項の認可について準用する。

（相続）

第百十六条 本邦航空運送事業者が死亡した場合においては、その相続人（相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定めた事業を承継すべき一人の相続人）は、被相続人たる本邦航空運送事業者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前項の相続人は、被相続人の死亡後六十日以内にその相続について国土交通大臣の認可を申請しなければ、その期間の経過後は、航空運送事業の許可は、その効力を失う。認可の申請に対し、認可しない旨の処分があつた場合において、その日以後についても同様である。

3 第百一条の規定は、前項の認可について準用する。

第百十七条 削除

（事業の廃止）

第百十八条 本邦航空運送事業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（事業の停止及び許可の取消し）

第百十九条 国土交通大臣は、本邦航空運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第百条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 この法律、この法律に基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二 正当な理由がないのにこの章の規定により許可又は認可を受けた事項を実施しないとき。

（許可の失効）

第百二十条 本邦航空運送事業者が第四条第一項各号に掲げる者に該当するに至つたときは、その者に係る第百条第一項の許可は、効力を失う。

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第百二十条の二 証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める株式を発行している会社である本邦航空運送事業者は、その株式を取得した第四条第一項第一号から第三号までに掲げる者（以下「外国人等」という。）から、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同項第四号に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

2 前項の本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を公告しなければならない。ただし、その割合が国土交通省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

第百二十一条 削除

第二百二十二条 削除

(航空機使用事業)

第二百二十三条 航空機使用事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 第百条第二項及び第四項並びに第百一条(第一項第四号に係るものを除く。)の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第百条第二項第二号中「、国際航空運送事業を經營するかどうかの別その他」とあるのは、「その他」と読み替えるものとする。

第二百二十四条 第百二条、第百八条、第百九条、第百十二条(第二号及び第三号に係るものを除く。)、第百十三条、第百十四条から第百十六条まで(第百十四条第二項、第百十五条第二項又は第百十六条第三項中第百一条第一項第四号の準用に係るものを除く。)及び第百十八条から第百二十条までの規定は、航空機使用事業に準用する。この場合において、第百八条中「事業計画及び運航計画」とあり、及び第百十二条第一号中「事業計画又は運航計画」とあるのは、「事業計画」と読み替えるものとする。

(許可等の条件)

第二百五条 この章に規定する許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件又は期限は、公衆の利益を増進し、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者(第二百二十三条第一項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第八章 外国航空機

(外国航空機の航行)

第二百二十六条 国際民間航空条約の締約国たる外国(以下単に「締約国」という。)の国籍を有する航空機(第百二十九条第一項の許可を受けた者(以下「外国人国際航空運送事業者」という。)の当該事業の用に供する航空機、第百三十条の二の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機及び外国、外国の公共団体又はこれに準ずるものの使用する航空機を除く。)は、左に掲げる航行を行う場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。但し、航空路のみを航行する場合は、この限りでない。

一 本邦外から出発して本邦内に到達する航行

二 本邦内から出発して本邦外に到達する航行

三 本邦外から出発して着陸することなしに本邦を通過し、本邦外に到達する航行

2 締約国の国籍を有する航空機であつて外国、外国の公共団体又はこれに準ずるものの使用するもの及び締約国以外の外国の国籍を有する航空機(外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機及び第百三十条の二の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機を除く。)は、前項各号に掲げる航行を行う場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

3 軍、税関又は警察の業務に用いる航空機は、前二項の規定の適用については、国の使用する航空機とみなす。

4 外国の国籍を有する航空機は、第一項各号に掲げる航行を行う場合において国土交通大臣の要求があつたときは、遅滞なくその指定する飛行場に着陸しなければならない。

5 外国の国籍を有する航空機は、第一項第一号又は第二号に掲げる航行を行う場合には、天候その他やむを得ない事由のある場合を除く外、国土交通大臣の指定する飛行場において、着陸し、又は離陸しなければならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(外国航空機の国内使用)

第二百二十七条 外国の国籍を有する航空機(外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機及び第百三十条の二の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機を除く。)は、本邦内の各地間において航空の用に供してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(軍需品輸送の禁止)

第二百二十八条 外国の国籍を有する航空機は、国土交通大臣の許可を受けなければ、第百二十六条第一項各号に掲げる航行により国土交通省令で定める軍需品を輸送してはならない。

(外国人国際航空運送事業)

第百二十九条 第百条第一項の規定にかかわらず、第四条第一項各号に掲げる者は、国土交通大臣の許可を受けて、他人の需要に応じ、有償で第百二十六条第一項各号に掲げる航行（これらの航行と接続して行う本邦内の各地間における航行を含む。）により旅客又は貨物を運送する事業を経営することができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、申請書に事業計画、運航開始の予定期日その他国土交通省令で定める事項を記載し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、申請者に対し、前項に規定するものの外、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(運賃及び料金の認可)

第百二十九条の二 外国人国際航空運送事業者は、旅客及び貨物（郵便物を除く。）の運賃及び料金を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

(事業計画)

第百二十九条の三 外国人国際航空運送事業者は、その業務を行う場合には、天候その他やむを得ない事由のある場合を除く外、事業計画に定めるところに従わなければならない。

2 外国人国際航空運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

3 外国人国際航空運送事業者は、前項ただし書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業計画等の変更命令)

第百二十九条の四 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、外国人国際航空運送事業者に対し、左の各号に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計画を変更すること。
- 二 運賃又は料金を変更すること。

(事業の停止及び許可の取消)

第百二十九条の五 国土交通大臣は、左の各号の一に該当する場合には、外国人国際航空運送事業者に対し、期間を定めて事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

一 外国人国際航空運送事業者が法令、法令に基く処分又は許可若しくは認可に附した条件に違反したとき。

二 外国人国際航空運送事業者の株式若しくは持分の実質的な所有又は外国人国際航空運送事業者の営む航空運送事業の実質的な支配が、当該外国人国際航空運送事業者が国籍を有する国又はその国民に属しなくなったとき。

三 日本国と外国人国際航空運送事業者が国籍を有する外国との間に航空に関する協定がある場合において、当該外国若しくは当該外国人国際航空運送事業者が当該協定に違反し、又は当該協定が効力を失ったとき。

四 前三号に掲げる場合の外、公共の利益のため必要があるとき。

(外国人国内航空運送の禁止)

第百三十条 第百二十七条但書の許可に係る航空機、外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機又は次条の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機は、有償で本邦内の各地間において発着する旅客又は貨物の運送の用に供してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(本邦内で発着する旅客等の運送)

第百三十条の二 外国の国籍を有する航空機（外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機を除く。）は、第百二十六条第一項第一号の航行（これと接続して行う本邦内の各地間における航行を含む。）により本邦内に到着する旅客若しくは貨物の有償の運送をし、又は同項第二号の航行（これと接続して行う本邦内の各地間における航行を含む。）により本邦内から発する旅客若しくは貨物の有償の運送をする場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(証明書等の承認)

第百三十一条 次に掲げる航空機の耐空性、騒音及び発動機の排出物並びに航空機乗組員の資

格について当該航空機が国籍を有する外国（当該外国と当該航空機の使用者が住所を有する締約国との間に国際民間航空条約第八十三条の二の協定がある場合にあっては、当該締約国を含む。）が行った証明、免許その他の行為及びこれらに係る資格証書その他の文書は、第十一条第一項若しくは第二項、第二十八条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第五十九条、第六十五条から第六十七条まで、第九十二条第一項、第百三十四条第一項、第百四十三条又は第百五十条の規定の適用については、国土交通省令で定めるところにより、第六条の航空機登録証明書、第十条第一項の規定による耐空証明、同条第七項の耐空証明書、第二十二条の規定による技能証明、第二十三条の技能証明書、第三十一条第一項の規定による航空身体検査証明、同条第二項の航空身体検査証明書又は第三十四条第一項の規定による計器飛行証明とみなす。

- 一 第百二十六条第一項各号に掲げる航行を行う同項及び同条第二項の航空機
- 二 第百二十七条ただし書の許可に係る航空機であつて政令で定めるもの
- 三 外国人国際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機
- 四 前条の許可を受けた者が当該運送の用に供する航空機

（許可の条件等）

第百三十一条の二 この章に規定する許可又は認可には、条件又は期限を附し、これを変更し、及び許可又は認可の後これに条件又は期限を附することができる。

第九章 雑則

第百三十二条 削除

（航空運送代理店業の届出）

第百三十三条 航空運送代理店業（航空運送事業者のために航空機による運送の契約の締結の代理を行う事業をいう。以下同じ。）を営もうとする者は、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様である。

2 航空運送代理店業を営む者は、事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第百三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の整備、改造、製造若しくは検査、航空従事者の養成、航空身体検査証明、飛行場若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

- 一 航空機又は装備品の整備、改造、製造又は検査をする者
- 二 国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
- 三 指定航空身体検査医
- 四 飛行場又は航空保安施設の設置者
- 五 航空従事者
- 六 航空運送事業又は航空機使用事業を営む者
- 七 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
- 八 航空運送代理店業を営む者

2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、飛行場、航空保安施設を設置する場所、飛行場若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（手数料の納付）

第百三十五条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（[独立行政法人通則法](#)（平成十一年法律第百三号）[第二条第一項](#)に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者

- 二 第十条第一項の耐空証明を申請する者
- 三 第十二条第一項の型式証明を申請する者
- 四 第十六条第一項の修理改造検査を受けようとする者
- 五 第十七条第一項の予備品証明を申請する者
- 六 第二十条第一項の認定を申請する者
- 七 第二十二条の技能証明を申請する者
- 八 第二十九条の二第一項の技能証明についての限定の変更を申請する者
- 九 国土交通大臣が行う第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請する者
- 十 第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明を申請する者
- 十一 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者
- 十二 航空機登録証明書、耐空証明書、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者
- 十三 第三十八条第一項の飛行場又は航空保安施設の設置の許可を申請する者
- 十四 飛行場について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者
- 十五 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者
- 十六 飛行場について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者
- 十七 航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者
- 十八 飛行場について第四十四条第四項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）の検査を受けようとする者
- 十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四十四条第四項の検査を受けようとする者
- 二十 飛行場について第四十七条第二項の検査を受ける者
- 二十一 航空保安施設について第四十七条第二項の検査を受ける者
- 二十二 第七十八条第二項の運航管理者技能検定を受けようとする者

（運輸審議会への諮問）

第百三十六条 国土交通大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

- 一 第百五条第二項又は第百十二条の規定による運賃又は料金の変更の命令
- 二 第百七条の三第一項の規定による混雑飛行場を使用して運航を行うことの許可
- 三 第百十九条の規定による事業の停止の命令又は許可の取消し

（職権の委任）

第百三十七条 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方航空局長又は航空交通管制部長に行わせることができる。

2 地方航空局長又は航空交通管制部長は、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を地方航空局の事務所の長に行わせることができる。

3 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項で左の各号に掲げるものは、政令で定めるところにより、防衛庁長官に委任するものとする。

一 第九十四条ただし書、第九十四条の二第一項ただし書、第九十五条ただし書、第九十六条第一項及び第三項並びに第九十七条第一項に規定する事項であつて、政令で定める飛行場の航空交通管制圏及びこれに接続する政令で定める進入管制区に係るもの

二 第九十六条第二項に規定する事項であつて、政令で定める飛行場に係るもの

三 第九十七条第二項に規定する事項であつて、政令で定める飛行場から出発する航空機に係るもの

四 第九十八条に規定する事項であつて、政令で定める飛行場に到着した航空機に係るもの

4 国土交通大臣は、前項の規定による委任により防衛庁長官が行なう業務の運営に関する事項を統制するものとする。

（経過措置）

第百三十七条の二 この法律の規定に基づき国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（行政手続法の適用除外）

第百三十七条の三 航空機の登録に関する処分又は第九十六条第一項若しくは第二項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章 及び第三章 の規定は、

適用しない。

2 第九十四条ただし書、第九十四条の二第一項ただし書、第九十五条ただし書又は第九十七条第一項の規定による処分については、[行政手続法第二章](#)の規定は、適用しない。

3 第二百二十六条第四項、第二百二十九条の四、第二百二十九条の五又は第三百十一条の二の規定による処分については、[行政手続法第三章](#)の規定は、適用しない。

第十章 罰則

第三百三十八条 削除

第三百三十九条 削除

第三百四十条 削除

第三百四十一条 削除

第三百四十二条 削除

（耐空証明を受けない航空機の使用等の罪）

第三百四十三条 航空機の使用が次の各号の一に該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条第一項又は第二項の規定に違反して、耐空証明を受けないで、又は耐空証明において指定された用途若しくは運用限界の範囲を超えて、当該航空機を航空の用に供したとき。

二 第十六条第一項の規定に違反して、同条第一項又は第二項の規定による検査に合格しないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

三 第十九条第一項の規定に違反して、同項の確認をせず、かつ、これを受けないで、当該航空機を航空の用に供したとき。

（耐空検査員の罪）

第三百四十三条の二 耐空検査員が、次の各号の一に該当するときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条第四項の基準に適合しない滑空機について、耐空証明を行つたとき。

二 第十条第四項の基準に適合しない滑空機について、第十六条第二項の検査に合格させたとき。

（無表示等の罪）

第三百四十四条 航空機の使用が、第五十七条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして、航空機を航空の用に供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪）

第三百四十五条 航空機の使用が次の各号の一に該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 削除

二 第五十八条第一項の規定に違反して、航空日誌を備えなかつたとき。

三 第五十八条第二項の規定により航空日誌に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

四 第五十九条の規定に違反して、所定の書類を備え付けないで、航空機を航空の用に供したとき。

五 第六十条の規定に違反して、航空機の航行の安全を確保するために必要な装置を装備しないで、航空機を航空の用に供したとき。

六 第六十一条第一項の規定に違反して、航空機の運航の状況を記録するための装置を装備しないで、又はこれを作動させないで、航空機を航空の用に供したとき。

六の二 第六十一条第二項の規定に違反して、航空機の運航の状況を記録するための装置による記録を保存しなかつたとき。

七 第六十二条の規定に違反して、救急用具を装備しないで、航空機を航空の用に供したとき。

八 第六十三条の規定に違反して、所定の燃料を携行させないで、航空機を出発させたとき。

九 第六十四条の規定に違反して、航空機を燈火で表示しなかつたとき。

十 第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項の規定に違反して、航空機に所定の航空従事者を乗り組ませなかつたとき。

- 十一 第六十八条の規定に違反して、航空従事者を航空業務に従事させたとき。
- 十二 第七十六条第一項ただし書の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 十三 第八十六条第一項の規定に違反して、同項の物件を航空機で輸送したとき。
- 十四 第八十七条第二項の規定による飛行の方法の限定に違反して、航空機を飛行させたとき。
- 十五 第八十八条の規定に違反して、航空機に物件のえい航をさせたとき。
- 十六 第二百二十七条の規定に違反して、航空機を本邦内の各地間において航空の用に供したとき。
- 十七 第二百二十八条の規定に違反して、同条の軍需品を輸送したとき。

(飛行場又は航空保安施設の設置等の罪)

第百四十六条 次の各号の一に該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条第一項の規定に違反して、許可を受けないで飛行場を設置した者
- 二 第四十三条第一項の規定に違反して、飛行場に特に重要な変更を加えた者
- 三 第四十八条の規定による飛行場の全部又は一部の供用の停止の命令に違反した者

第百四十七条 第三十八条第一項の規定に違反して、許可を受けないで航空保安施設を設置した者は、百万円以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項の規定に違反して、航空保安施設に特に重要な変更を加えた者についても前項の例による。

第百四十八条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第四十二条第四項(第四十三条第二項又は第四十四条第五項(第四十五条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定に違反して、飛行場又は航空保安施設の供用を開始した者

二 第四十四条第一項の規定に違反して、許可を受けないで公共の用に供する飛行場の供用を休止し、又は廃止した者

三 第四十五条第一項の規定に違反して、届出をしないで非公共用飛行場又は航空保安施設の供用を休止し、又は廃止した者

第百四十八条の二 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者が、次の各号の一に該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十四条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした使用料金によらないで、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設の使用料金を収受したとき。

二 第五十四条第二項の規定による命令に違反して、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設の使用料金を収受したとき。

2 飛行場の設置者が、第五十四条の二第二項の規定による認可を受けないで、管理規程を定め、又はこれを変更したときは、五十万円以下の罰金に処する。

(所定の資格を有しないで航空業務を行う等の罪)

第百四十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第一項又は第二項の規定に違反して、別表の業務範囲の欄に掲げる行為を行つた者

二 偽りその他不正の手段により航空身体検査証明書の交付を受けた者

三 第七十条の規定に違反して、その航空業務に従事した者

(指定航空身体検査医の罪)

第百四十九条の二 指定航空身体検査医が第三十一条第三項の身体検査基準に適合しない者について、航空身体検査証明を行つたときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第百五十条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の三第二項の規定に違反して、航空機を提示しなかつた者

一の一 第八条の三第三項の規定に違反して、登録記号の表示をき損した者

一の二 第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して、計器飛行等又は操縦の教育をした者

一の四 第三十五条第二項(第三十五条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定

に違反して、操縦の練習又は計器飛行等の練習の監督を行つた者

二 第四十九条第一項（第五十五条の二第二項又は第五十六条において準用する場合を含む。）又は第五十六条の四第一項の規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置した者

二の二 第五十一条第六項（第五十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

三 第五十三条第一項の規定に違反して、滑走路、誘導路その他同項の国土交通省令で定める飛行場の設備又は航空保安施設を損傷し、その他これらの機能を損なうおそれのある行為をした者

三の二 第五十三条第二項の規定に違反して、飛行場内で、航空機に向かつて物を投げ、その他同項の国土交通省令で定める行為をした者

三の三 第五十三条第三項の規定に違反して、着陸帯、誘導路、エプロン又は格納庫に立ち入つた者

四 第六十七条第一項（第三十五条第五項において準用する場合を含む。）又は第二項の規定に違反して、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を携帯しないで、その航空業務を行つた者

五 第六十九条の規定に違反して、航空機の運航に従事し、又は計器飛行、夜間の飛行若しくは操縦の教育を行つた者

五の二 第七十二条第一項の規定に違反して、機長として航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んだ者

六 第八十六条第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだ者

七 第八十九条の規定に違反して、航空機から物件を投下した者

八 第九十条の規定に違反して、航空機から落下傘で降下した者

九 第九十六条第二項の規定に違反して、同項の指示に従わなかつた者

十 第九十九条の二第一項の規定に違反して、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをした者

（機長等の職務に関する罪）

第百五十一条 機長がその職権を濫用して、航空機内にある者に対し義務のない事を行わせ、又は行ふべき権利を妨害したときは、二年以下の懲役に処する。

第百五十二条 機長が第七十五条の規定に違反して、旅客の救助又は人若しくは物件に対する危険の防止に必要な手段を尽くさなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

第百五十三条 機長が次の各号の一に該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十三条の二の規定に違反して、航空機を出発させたとき。

二 第七十六条第一項から第三項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第七十七条の規定に違反して、航空機を出発させ、又は飛行計画を変更したとき。

四 第八十四条第二項の規定に違反して、航空機を編隊で運航したとき。

五 第九十八条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

第百五十四条 航空機乗組員が次の各号の一に該当するときは、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十九条の規定に違反して、航空機を離陸させ、又は着陸させたとき。

二 第八十条、第八十一条、第八十二条第一項若しくは第二項、第八十二条の二又は第八十三条の規定に違反して、航空機を運航したとき。

三 第八十四条第一項の規定に違反して、航空機を編隊で運航したとき。

四 第八十五条の規定に違反して、航空機を操縦したとき。

五 第九十一条第一項の規定に違反して、曲技飛行等を行つたとき。

五の二 第九十一条第二項（第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、確認しなかつたとき。

五の三 第九十二条第一項の規定に違反して、航空機を運航したとき。

六 第九十三条の規定に違反して、計器飛行又は計器航法による飛行を行つたとき。

六の二 第九十四条の規定に違反して、計器気象状態において航空機を運航したとき。

六の三 第九十四条の二第一項の規定に違反して、計器飛行方式によらないで航空機を運航したとき。

七 第九十五条の規定に違反して、航空交通管制圏において航空機を運航したとき。

八 第九十六条第一項の規定による指示に従わないで、航空機を運航したとき。

八の二 第九十六条第三項の規定による連絡をせず、又は虚偽の連絡をしたとき。

九 第九十七条第一項の規定により承認を受けてしなければならない事項を承認を受けな

九の二 第九十七条第二項の規定に違反して、通報をしないで、航空機を運航したとき。
十 第九十七条第三項の規定に違反して、飛行計画に従わないで、航空機を運航したとき。
十一 第九十七条第四項の規定による聴取若しくは通報をせず、又は虚偽の通報をしたとき。
十二 第二百二十六条第一項又は第二項の規定に違反して、許可を受けずに航空機を運航したとき。
十三 第二百二十六条第四項の規定による着陸の要求に従わなかったとき。
十四 第二百二十六条第五項の規定に違反して、国土交通大臣の指定する飛行場以外の飛行場において、航空機を着陸させ、又は離陸させたとき。
2 機長以外の航空機乗組員が前項各号の一に該当するときは、行為者を罰する外、機長に対しても同項の刑に処する。但し、機長以外の航空機乗組員の当該違反行為を防止するため、相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、機長についてはこの限りでない。

(航空運送事業者等の業務に関する罪)

第一百五十五条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第一百条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による許可を受けてしなければならない事項を許可を受けずにした者
二 第一百三十三条第一項(第二百二十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その名義を他人に利用させた者
三 第一百三十三条第二項(第二百二十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その事業を他人にその名において経営させた者
四 第二百二十九条第一項の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けずにした者
五 第一百三十条の規定に違反して、同条の航空機を運送の用に供した者
六 第一百三十条の二の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けずにした者

第一百五十六条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号の一に該当するときは、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第一百二条第一項(第二百二十四条において準用する場合を含む。)の規定による検査を受けずに、又はこれに合格しないで当該運航管理施設等によりその事業の用に供する航空機を運航し、又は整備したとき。
二 第一百十九条(第二百二十四条において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反したとき。
2 第一百三十三条の二第一項の規定により許可を受けてしなければならない事項を許可を受けずにした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百五十七条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、次の各号の一に該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 第一百四条第一項の規定による認可を受けずに、又は認可を受けた運航規程若しくは整備規程によらないで、航空機を運航し、又は整備したとき。
一の二 第一百五条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受したとき。
一の三 第一百五条第二項の規定による命令に違反して、運賃又は料金を収受したとき。
二 第一百五条第三項の規定による認可を受けずに、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受したとき。
三 第一百六条第一項の規定による認可を受けずに、又は認可を受けた運送約款によらないで、運送契約を締結したとき。
三の二 第一百七条の二第一項の規定による届出をしないで、国内定期航空運送事業を営んだとき。
三の三 第一百七条の二第二項又は第三項の規定による届出をしないで、運航計画を変更したとき。
三の四 第一百七条の二第四項又は第一百七条の三第八項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、国内定期航空運送事業を廃止したとき。
三の五 第一百七条の三第一項の規定による許可を受けずに、混雑飛行場を使用して運航を行つたとき。
三の六 第一百七条の三第六項の規定による認可を受けずに、運航計画を変更したとき。
四 第一百八条第二項若しくは第一百十二条(第二百二十四条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)又は第一百一十一条の二の規定による命令に違反したとき。

五 第百九条第一項（第二百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けなくて、事業計画を変更したとき。

五の二 第百九条第三項（第二百二十四条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで、事業計画を変更したとき。

六 第百十一条第一項の規定による認可を受けなくて、協定を締結し、又はその内容を変更したとき。

第百五十七条の二 外国人国際航空運送事業者が、第二百二十九条の五の規定による事業の停止の命令に違反したときは、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百五十七条の三 外国人国際航空運送事業者が、次の各号の一に該当するときは、百万円以下の罰金に処する。

一 第二百二十九条の二の規定による認可を受けなくて、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受したとき。

二 第二百二十九条の三第二項の規定による認可を受けなくて、事業計画を変更したとき。

三 第二百二十九条の四の規定による命令に違反したとき。

（立入検査の拒否等の罪）

第百五十八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十七条第二項又は第百三十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第百三十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第百三十四条第二項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

（両罰規定）

第百五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第四十三条、第四十四条から第四十八条の二まで、第五十条及び第五十五条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

（過料）

第百六十条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第五十四条の二第一項又は第七条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

二 第百九条第四項若しくは第百十八条（第二百二十四条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第二百二十九条の三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百六十一条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第七条、第七条の二又は第八条第一項の規定による申請をしなかつた者

二 第五十五条第四項又は第百三十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第九十九条の二第二項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

第百六十二条 第九条、第二十一条又は第三十六条の規定による命令の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 国内航空運送事業令（昭和二十五年政令第三百二十七号。以下「旧令」という。）は、同令附則第二項但書の規定を除き、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧令は、この法律の施行後も、なお効力を有する。

5 旧令第二条の四から第八条まで、第十条及び第十一条の規定並びにこれらの規定の違反行為に係る罰則の規定は、前二項に掲げる者について、なお効力を有する。

6 第四項の者の使用する航空機は、第二百二十七条及び第百三十条の規定の適用については、第二百二十七条但書の許可及び第百三十条但書の許可を受けて使用する航空機とみなす。

7 前項の航空機及びその航空機の航空機乗組員は、第百三十一条の規定の適用については、同条第二号の航空機及びその航空機の航空機乗組員とみなす。

8 外国人の国際航空運送事業に関する政令（昭和二十六年政令第百三十三号）は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なお効力を有する。

10 航空庁長官は、この法律の施行の際現に存する飛行場でその時において航空庁長官の設置するものについてその名称、位置、設備の概要その他運輸省令で定める事項をこの法律の施行後、遅滞なく告示しなければならない。この法律の施行後六箇月以内に航空庁長官の設置する飛行場についても同様である。

11 第四十九条第一項及び第二項の規定は、前項の告示があつた飛行場について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「第四十条」とあるのは、「附則第十項」と読み替えるものとする。

17 航空機の出入国等に関する政令（昭和二十七年政令第六十五号）は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

附則 （昭和二七年七月三十一日法律第二七八号） 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則 （昭和二八年七月二〇日法律第六六号） 抄

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める。

7 改正前の航空法の規定によりした航空機の登録は、この法律の施行後は、改正後の航空法第五条の規定によりした新規登録とみなす。

8 改正前の航空法第七条第一項の規定によりした登録の変更の届出は、この法律の施行後は、改正後の航空法第七条又は第七条の二の区分に従い、これらの規定によりした変更登録又は移転登録の申請とみなす。

9 改正前の航空法第八条第一項の規定によりした登録のまつ消の申請は、この法律の施行後は、改正後の航空法第八条第一項の規定によりしたまつ消登録の申請とみなす。

10 運輸大臣は、改正前の航空法の規定により登録をした飛行機又は回転翼航空機について、この法律の施行後遅滞なく、当該航空機に登録記号を表示する打刻をしなければならない。

11 前項の規定による打刻については、改正後の航空法第八条の三第二項及び第三項、第百五十条第一号及び第一号の二並びに第百五十九条の規定を準用する。

附則 （昭和二八年八月一日法律第一五一号） 抄

1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

附則 （昭和二九年四月一日法律第六〇号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の航空法第二百二十九条の許可を受けて航空運送事業を営んでいる者（同法附則第九項の規定により許可を受けた者とみなされたものを含む。）がこの法律の施行の時に定めている事業計画は、改正後の航空法第二百二十九条第二項の規定による事業計画とみなす。

3 前項に掲げる者がこの法律の施行の時に定めている運賃及び料金については、改正後の航空法第二百二十九条の二の認可を受けたものとみなす。

附則 （昭和三三年四月一五日法律第六三号） 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則 （昭和三四年三月二六日法律第四〇号）

1 この法律中第一条、第三条及び附則第二項の規定は昭和三十四年四月一日から、第二条及び第四条の規定は公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 従前の航空保安事務所及び航空標識所の機関並びにこれらの職員は、改正後の運輸省設置法第三十九条の航空保安事務所の相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

附則 （昭和三五年六月一日法律第九〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年六月一日から施行する。

（ヘリポートに関する経過規定）

第二条 運輸大臣は、この法律の施行後、遅滞なく、この法律の施行の際現に存するヘリポートについて、改正後の航空法（以下「新法」という。）第二条第六項、第七項及び第九項の規定による進入区域、進入表面及び転移表面を告示するとともに、現地においてこれらを掲示するものとする。

（航空交通管制圏に関する経過規定）

第三条 この法律の施行の際現に存する公共の用に供する飛行場は、新法第二条第十二項の規定の適用については、同項の規定により運輸大臣が指定した飛行場とみなす。

（水平表面に関する経過規定）

第四条 この法律の施行の際現に存する物件であつて、改正前の第四十条（改正前の第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示後この法律の施行のときまでに公共の用に供する飛行場の水平表面の上に出るに至つたもの（この法律の施行の際現に存する植物で成長してこの法律の施行後水平表面の上に出るに至つたもの及びこの法律の施行の際現に建造中である建造物で当該建造工事によりこの法律の施行後水平表面の上に出るに至つたものを含む。）については、新法第四十九条第一項（新法第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、その高さの限度において、適用しない。

2 運輸大臣又は飛行場の設置者は、前項に規定する物件の所有者その他の権原を有する者に対し、新法第四十九条第三項から第七項までの規定の例により、当該物件の水平表面の上に出る部分を除去すべきことを求めることができる。

（航空障害燈等に関する経過規定）

第五条 この法律の施行の際現に存する物件で地表又は水面からの高さが六十メートル以上のもの（この法律の施行の際現に存する植物で成長して地表又は水面からの高さが六十メートル以上となるに至つたもの及びこの法律の施行の際現に建造中である建造物で当該建造工事により地表又は水面からの高さが六十メートル以上となるに至つたものを含む。）については、新法第五十一条第一項及び第五十一条の二第一項の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過規定）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 （昭和三七年五月一六日法律第一四〇号） 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附則 （昭和三十七年九月一五法律第一六一号） 抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
- 10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附則 （昭和四〇年六月二日法律第一一五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律中第二条の規定は公布の日から、その他の規定は同条の政令の公布の日後において政令で定める日から施行する。

附則 （昭和四一年五月二〇日法律第七五号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の運輸省設置法第八十三条の規定及び次項の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

附則 （昭和四二年七月一〇日法律第五三号） 抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第二章第四節に係る改正規定及び附則第四項から第六項までの規定は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附則 （昭和四五年五月二三日法律第九五号）

この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 （昭和四五年六月一日法律第一一一号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条、第八条、附則第十七項及び附則第十八項の規定は公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から、第三十九条、附則第九項から附則第十一項まで及び附則第十五項（運輸省設置法（昭和二十四年

法律第百五十七号) 第四十六条の改正規定を除く。) の規定は公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

9 第三十九条の規定による改正前の航空法(以下「旧航空法」という。) 第二十条第一項の指定無線通信機器の検査及び使用については、これを装備する航空機が航空運送事業の用に供する航空機以外の航空機である場合に於ては第三十九条の規定の施行後同条の規定による改正後の航空法(以下「新航空法」という。) 第十条第一項の規定による耐空証明が行なわれるまでの間、これを装備する航空機が航空運送事業の用に供する航空機である場合に於ては第三十九条の規定の施行後新航空法第十条第一項の規定による耐空証明が行なわれ、又はその指定無線通信機器に関し航空法第百四条第一項の整備規定を定め、運輸大臣の認可を受けるまでの間、なお従前の例による。

10 第三十九条の規定の施行前に旧航空法第二十二条第二項の規定により行なつた航空機乗組員免許及び同法第三十一条第二項の規定により交付した航空免状は、それぞれ新航空法第三十一条第一項の規定により行なつた航空身体検査証明及び同条第二項の規定により交付した航空身体検査証明書とみなす。

11 第三十九条の規定の施行前に旧航空法第二十二条第二項の規定によりした航空機乗組員免許の申請は、新航空法第三十一条第一項の規定による航空身体検査証明の申請とみなす。

12 この法律の施行前又は第三十九条の規定の施行前にした行為並びに附則第五項の規定により従前の例によることとされる割増金附貯蓄に係るこの法律の施行後にした行為及び附則第九項の規定により従前の例によることとされる旧航空法第二十条第一項の指定無線通信機器の検査及び使用に係る第三十九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和四十六年六月一日法律第九六号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 および二 略

三 第二十四条及び第二十七条並びに附則第八項から第十四項まで、第十九項、第二十一項及び第二十七項 公布の日から起算して六月を経過した日

16 この法律(附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和四十八年一〇月一二日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和四十九年六月一九日法律第八七号) 抄

1 この法律は、民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則 (昭和五〇年七月一〇日法律第五八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に受けた計器飛行証明は、航空機の種類を飛行機に限定した改正後の第三十四条第一項の規定による計器飛行証明とみなす。

3 改正前の第三十五条第一項の規定によりした許可は、改正後の第三十五条第一項第一号の規定によりした許可とみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五二年六月一日法律第六二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次条第二項の規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年四月二四日法律第二七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中不動産の鑑定評価に関する法律第十一条第一項の改正規定、第二条、第三条、第五条及び第六条の規定、第十九条中特許法第一百七十七条第一項の改正規定、第二十条中実用新案法第三十一条第一項の改正規定、第二十一条中意匠法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、第二十二条中商標法第四十条第一項及び第二項の改正規定、第二十八条中通訳案内業法第五条第二項の改正規定並びに第二十九条及び第三十条の規定は、昭和五十三年五月一日から施行する。

附則 (昭和五四年三月三〇日法律第五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

3 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

附則 (昭和五四年一二月二五日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条から第四条まで及び次項から附則第四項まで 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第五条、第十一条並びに附則第五項及び第八項 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (昭和五六年五月一九日法律第四五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号)

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則 (昭和五九年五月一日法律第二三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (昭和六〇年一二月二四日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合における第十一条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和六二年九月一一日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成元年一一月七日法律第六七号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年一二月一九日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に附則第六条の規定による改正前の航空法(以下「旧航空法」という。)第二条第十九項の利用航空運送事業(次条第一項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者が経営する当該許可に係る事業に含まれるものを除く。)について旧航空法第二百二十二条の二第一項の免許を受けている者は、当該免許に係る事業の範囲内において、施行日に第一種利用運送事業について第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第一種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧航空法第二百二十二条の二第二項において準用する旧航空法第百条第二項の事業計画(第四条第一項第三号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。)を同号の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

第十八条 この法律の施行の際現に旧航空法第二百二十二条の二第一項の免許を受け、かつ、旧道路運送法第四条第一項の免許又は旧道路運送法第二条第四項第三号の行為を行う事業について旧道路運送法第八十条第一項の登録を受けている者であつて第二種利用運送事業に該当する事業を営んでいるものは、当該免許又は登録に係る事業の範囲内において、施行日に第二種利用運送事業について第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧航空法第二百二十二条の二第二項において準用する旧航空法第百条第二項の事業計画(第四条第一項第三号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。)を同号の事業計画と、当該事業に係る旧道路運送法第五条第一項第三号の事業計画(第四条第一項第四号に規定する事項に相当する事項に係る部分に限る。)又は当該事業に係る旧道路運送法第八十二条第一項の自動車運送取扱事業者登録簿に記載されている事項のうち第四条第一項第四号に規定する事項に相当するものを同号の集配事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

3 附則第八条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「旧通運事業法第五条第三項の事業計画、旧道路運送法第五条第一項第三号の事業計画」とあるのは「旧道路運送法第五条第一項第三号の事業計画」と、「附則第八条第三項」とあるのは「附則第十八条第三項において準用する附則第八条第三項」と読み替えるものとする。

4 附則第八条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者について準用する。

第十九条 この法律の施行の際現に旧航空法第二条第十九項の利用航空運送事業(次条第一項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者が経営する当該許可に係る事業に含まれるものを除く。)について旧航空法第三百十一条の二第一項の許可を受けている者は、当該許可に係る事業の範囲内において、施行日に第一種利用運送事業について第三十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第一種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧航空法第百三十一条の二第二項において準用する旧航空法第百二十九条第二項の事業計画（第三十五条第四項の事業計画について同項の運輸省令で定める事項に相当する事項に係る部分に限る。）を第三十五条第四項の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

第二十条 この法律の施行の際現に旧航空法第百三十一条の二第一項の許可を受け、かつ、旧道路運送法第四条第一項の免許又は旧道路運送法第二条第四項第三号の行為を行う事業について旧道路運送法第八十条第一項の登録を受けている者であつて第二種利用運送事業に該当する事業を営んでいるものは、当該許可及び当該免許又は登録に係る事業の範囲内において、施行日に第二種利用運送事業について第三十五条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者については、当該事業に係る旧航空法第百三十一条の二第二項において準用する旧航空法第百二十九条第二項の事業計画（第三十五条第四項の事業計画について同項の運輸省令で定める事項に相当する事項に係る部分に限る。）及び当該事業に係る旧道路運送法第五条第一項第三号の事業計画（第三十五条第四項の事業計画について同項の運輸省令で定める事項に相当する事項に係る部分に限る。）又は旧道路運送法第八十二条第一項の自動車運送取扱事業者登録簿に記載されている事項のうち第三十五条第四項の事業計画について同項の運輸省令で定める事項に相当するものを同項の事業計画とみなして、この法律の規定を適用する。

3 運輸大臣は、前項の場合において、第三十五条第四項の事業計画について同項の運輸省令で定める事項の一部の事項について旧道路運送法第五条第一項第三号の事業計画又は旧道路運送法第八十二条第一項の自動車運送取扱事業者登録簿にこれに相当する事項がないときその他必要があると認めるときは、当該第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者に対し、施行日から一年を経過する日までの間に限り、運輸省令で定めるところにより、当該第三十五条第四項の事業計画に追加する必要があると認められる事項を記載した届出書の提出を求めることができる。この場合において当該届出書の提出があつたときは、第三十六条第一項、第二項及び第五項中「事業計画」とあるのは、「事業計画（附則第二十条第三項に規定する届出書に記載された事項を含む。）」とする。

4 附則第八条第四項の規定は、第一項の規定により第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者について準用する。この場合において、同条第四項中「第九条第一項」とあるのは、「第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

第二十一条 この法律の施行の際現に旧航空法第百三十三条第一項の規定による航空運送取扱業の届出をしている者（外国人等を除く。）は、施行日から三月間（次項の規定により届出書を提出したときは、その届出書を提出した日までの間）は、第二十三条の登録を受けずに、当該事業（貨物の運送の取次ぎに係るものに限る。）を従前の例により引き続き経営することができる。

2 前項に規定する者は、同項に規定する期間内に、当該事業に係る第二十四条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に当該事業の計画その他運輸省令で定める事項を記載した書類を添付して運輸大臣に提出したときは、施行日に運送取次事業について第二十三条の登録を受けたものとみなす。

3 附則第十一条第三項の規定は、前項の規定により運送取次事業の登録を受けたものとみなされる者に係る当該登録について準用する。

第二十二条 附則第七条第一項、第八条第一項、第十一条第二項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十七条第一項若しくは第十八条第一項の規定又は前条第二項の規定により第三条第一項の許可又は第二十三条の登録を受けたものとみなされる者であつて、これらの規定により第一種利用運送事業若しくは第二種利用運送事業又は運送取次事業についてそれぞれ二以上の許可又は登録を受けたものとみなされるものについては、当該二以上の許可又は登録を一の許可又は登録とみなして、この法律の規定を適用する。

第二十三条 附則第七条第一項、第八条第一項、第十一条第二項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項又は第二十一条第二項の規定により第三条第一項の許可又は第二十三条の登録を受けたものとみなされる者についての第二十一条第二号及び第三十二条第一項第三号の規定の適用については、これらの規定中「該当するに至ったとき」とあるのは、「該当していたことが判明したとき又はいずれかに該当するに至ったとき」とする。

第二十四条 この法律の施行の際現に旧航空法第百三十三条第一項の規定による航空運送取扱業の届出をしている者（旅客の運送の取次ぎに係る航空運送取扱業を営んでいるものに限る。）は、施行日に附則第六条の規定による改正後の航空法第百三十三条第一項の規定による旅客航空運送取扱業の届出をしたものとみなす。

第二十五条 旧海上運送法、旧通運事業法、旧道路運送法、旧内航海運業法若しくは旧航空法（附則第二十八条において「旧海上運送法等」という。）又はこれらに基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、この法律中相当する規定があるものは、附則第七条から第十五条まで、附則第十七条から第二十一条まで及び前条に規定するものを除き、運輸省令で定めるところにより、この法律によりしたものとみなす。

第二十六条 この法律の施行の際現に船舶運航事業者の行う国際貨物運送に係る利用運送事業に該当する事業を営んでいる外国人等は、施行日から六月間は、第三十五条第一項の許可を受けなくて、当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について同項の許可の申請をした場合において、その許可をする旨又はその許可をしない旨の通知を受ける日までの間についても、同様とする。

第二十七条 この法律の施行の際現に船舶運航事業者の行う国際貨物運送に係る運送取次事業に該当する事業を営んでいる外国人等又は旧航空法第百三十三条第一項の規定による航空運送取扱業（貨物の運送の取次ぎに係るものに限る。）の届出をしている外国人等（以下「外国人航空運送取扱業者」という。）は、施行日から六月間は、第四十一条第一項の登録を受けなくて、当該事業を引き続き（外国人航空運送取扱業者にあっては、従前の例により引き続き）営むことができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、その登録をする旨又はその登録を拒否する旨の通知を受ける日までの間についても、同様とする。

第三十条 この法律の施行前にした行為及び附則第十一条第一項又は第二十一条第一項若しくは第二十七条の規定により従前の例によることとされる海上運送取扱業又は航空運送取扱業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十一条 附則第七条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 （平成元年一二月二二日法律第九一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 （平成五年一一月一二日法律第八九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成六年六月二九日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第十六条第一項ただし書、第三項及び第五項並びに第十九条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに第百三十五条第六号の改正規定並びに次条、附則第十七条及び第十八条の規定 公布の日

二 第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条第二項、第二十八条第一項ただし書、第三十三条、第三十四条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第六十五条第二項、第百四十三条から第百四十六条まで、第百四十七条第一項、第百四十八条、第百四十八条の二第一項、第百四十九条から第百五十条まで、第百五十三条並びに第百五十四条第一項の改正規定、第百五十五条の改正規定(「五十万円」を「三百万円」に改める部分に限る。)、第百五十六条の改正規定(「二十万円」を「百五十万円」に改める部分に限る。)、第百五十七条の改正規定(「五十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。)、第百五十七条の二及び第百五十八条の改正規定、第百六十条の改正規定(第二号に係る部分を除く。)、第百六十一条の改正規定(第二号に係る部分を除く。)、第百六十二条の改正規定並びに別表の改正規定並びに附則第四条から第十二条まで及び第十九条の規定 平成六年十一月十六日

三 第二十条の三第一項及び第三項並びに第二十条の四第二項の改正規定 平成七年四月一日

四 第三十二条、第百条第二項及び第百三条の改正規定、第百五条の見出し及び同条の改正規定、第百九条第一項及び第三項、第百二十二条、第百二十四条、第百二十五条第二項並びに第百五十五条第二号及び第三号の改正規定、第百五十六条の改正規定(「二十万円」を「百五十万円」に改める部分を除く。)並びに第百五十七条各号、第百六十条第二号及び第百六十一条第二号の改正規定並びに附則第三条及び第十三条から第十六条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行前にこの法律による改正前の航空法(以下「旧法」という。)第十六条第一項ただし書の規定により受けた認定は、運輸省令で定めるところにより、当該認定に係る修理又は改造について、その能力がこの法律による改正後の航空法(以下「新法」という。)第十九条の二第一項の運輸省令で定める技術上の基準に適合することについて同項の規定により受けた認定とみなす。

2 前条第一号に掲げる規定の施行の際現にされている旧法第十六条第一項ただし書の規定による認定の申請は、新法第十九条の二第一項の規定による認定の申請とみなす。

3 前条第一号に掲げる規定の施行前に旧法第十六条第一項ただし書の規定によりした確認は、新法第十九条の二第一項の規定によりした確認とみなす。

第三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧法第三十一条第一項の規定により受けた指定航空身体検査医が行う航空身体検査証明については、なお従前の例による。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法の規定による次の表の上欄に掲げる資格(以下「旧資格」という。)についての航空従事者技能証明(以下「技能証明」という。)を受けている者は、同号に定める日に、それぞれ新法の規定による同表の下欄に定める資格(以下「新資格」という。)についての技能証明を受けたものとみなす。

旧資格	新資格
定期運送用操縦士	定期運送用操縦士
上級事業用操縦士	定期運送用操縦士
事業用操縦士	事業用操縦士
自家用操縦士	自家用操縦士
一等航空通信士	航空通信士
二等航空通信士	航空通信士

2 旧資格についての技能証明につき旧法第二十五条第一項又は第二項の規定によりされた限定は、前項の規定により受けたものとみなされた新資格についての技能証明につき新法第二十五条第一項又は第二項の規定によりされた限定とみなす。

3 附則第一条第二号に定める日において旧法の規定による上級事業用操縦士の資格（以下「旧上級事業用資格」という。）についての技能証明を受けている者であって第一項の規定により新法の規定による定期運送用操縦士の資格（以下「新定期運送用資格」という。）についての技能証明を受けたものとみなされた者についての当該新定期運送用資格に係る業務範囲は、次に掲げる行為を行うこととする。この場合における新法第二十八条第一項及び第二項並びに第四百四十九条第一号の規定の適用については、新法第二十八条第一項中「同表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあり、並びに同条第二項及び新法第四百四十九条第一号中「別表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあるのは、「航空法の一部を改正する法律附則第四条第三項各号に掲げる行為」とする。

一 新法別表の事業用操縦士の資格に係る業務範囲の欄に掲げる行為

二 航空機に乗り組んで、機長として、不定期航空運送事業の用に供する最大離陸重量一万三千六百五十キログラム以下の航空機（回転翼航空機を除く。）であって、構造上その操縦のために二人を要するもの又は特定の方法若しくは方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要するもの（当該特定の方法又は方式により飛行する航空機に限る。）の操縦を行うこと。

三 航空機に乗り組んで、機長として、不定期航空運送事業の用に供する回転翼航空機であって、構造上その操縦のために二人を要するもの又は特定の方法若しくは方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要するもの（当該特定の方法又は方式により飛行する回転翼航空機に限る。）の操縦を行うこと（最大離陸重量が一万三千六百五十キログラムを超える回転翼航空機にあっては、計器飛行方式により有償の旅客の運送を行う運航を除く。）

4 第一項の規定により新法の規定による事業用操縦士の資格についての技能証明を受けたものとみなされた者についての当該事業用操縦士の資格に係る業務範囲は、附則第一条第二号に定める日から起算して三年を経過する日までの間は、次に掲げる行為を行うこととする。この場合における新法第二十八条第一項及び第二項並びに第四百四十九条第一号の規定の適用については、新法第二十八条第一項中「同表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあり、並びに同条第二項及び新法第四百四十九条第一号中「別表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあるのは、「航空法の一部を改正する法律附則第四条第四項各号に掲げる行為」とする。

一 新法別表の事業用操縦士の資格に係る業務範囲の欄に掲げる行為

二 航空機に乗り組んで、機長として、不定期航空運送事業の用に供する最大離陸重量五千七百キログラム以下の航空機（回転翼航空機を除く。）であって、構造上その操縦のために二人を要するもの又は特定の方法若しくは方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要するもの（当該特定の方法又は方式により飛行する航空機に限る。）の操縦を行うこと（計器飛行方式により有償の旅客の運送を行う運航を除く。）

三 航空機に乗り組んで、機長として、不定期航空運送事業の用に供する回転翼航空機であって、構造上その操縦のために二人を要するもの又は特定の方法若しくは方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要するもの（当該特定の方法又は方式により飛行する回転翼航空機に限る。）の操縦を行うこと（計器飛行方式により有償の旅客の運送を行う運航を除く。）

5 第一項の規定により新法の規定による自家用操縦士の資格についての技能証明を受けたものとみなされた者についての当該自家用操縦士の資格に係る業務範囲は、附則第一条第二号に定める日から起算して三年を経過する日までの間は、次に掲げる行為を行うこととする。この場合における新法第二十八条第一項及び第二項並びに第四百四十九条第一号の規定の適用については、新法第二十八条第一項中「同表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあり、並びに同条第二項及び新法第四百四十九条第一号中「別表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあるのは、「航空法の一部を改正する法律附則第四条第五項各号に掲げる行為」とする。

一 新法別表の自家用操縦士の資格に係る業務範囲の欄に掲げる行為

二 航空機に乗り組んで、報酬を受けて、機長以外の操縦者として、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。

第五条 旧法の規定により交付された旧資格についての技能証明に係る航空従事者技能証明書（以下「技能証明書」という。）は、新法の規定により交付された前条第一項の規定により受けたものとみなされた新資格についての技能証明に係る技能証明書とみなす。この場合において、新定期運送用資格についての技能証明に係る技能証明書とみなされた旧上級事業用資格に

についての技能証明に係る技能証明書の交付を受けている者は、国土交通省令で定めるところにより、当該技能証明書を新定期運送用資格についての技能証明に係る技能証明書と引き換えることができる。

2 前項後段の規定により技能証明書を引き換えようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧上級事業用資格についての技能証明（当該技能証明について限定をされた航空機の種類が新法第三十四条第一項の国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。）を受けている者は、同号に定める日に、当該航空機の種類について同項の規定による計器飛行証明を受けたものとみなす。

第七条 国土交通大臣は、附則第四条第三項に規定する者の申請により、その者についての新定期運送用資格に係る業務範囲を同項の規定による業務範囲に代えて新法別表の定期運送用操縦士の資格に係る業務範囲の欄に掲げる行為を行うこととすることができる。

2 新法第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十九条及び第三十六条の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の規定による申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法の規定による事業用操縦士の資格についての技能証明（旧法第二十五条第二項の規定により、構造上その操縦のために二人を要する回転翼航空機の型式又は特定の方法若しくは方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する回転翼航空機の型式として運輸大臣が指定するものの限定をされたものに限る。）を受けている者が同号に定める日から起算して二年を経過する日までの間に新定期運送用資格についての技能証明を申請した場合においては、運輸省令で定めるところにより、当該技能証明に係る試験の一部を行わないことができる。

第九条 運輸大臣は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資格についての技能証明の申請をしている者が当該申請に係る試験を受ける場合その他運輸省令で定める場合には、旧資格についての技能証明に係る試験を行うものとする。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資格についての技能証明に係る試験に合格している者であって技能証明を受けていないもの及び前項の規定による試験に合格した者については、当該旧資格に相当する新資格についての技能証明を行うものとする。この場合における年齢及び飛行経歴その他の経歴については、なお従前の例による。

3 附則第四条第三項、第六条及び第七条の規定は、前項の規定により旧上級事業用資格に相当する新定期運送用資格についての技能証明を受けた者について準用する。この場合において、附則第四条第三項中「附則第四条第三項各号」とあるのは「附則第九条第三項において準用する附則第四条第三項各号」と、附則第六条中「同号に定める日に」とあるのは「当該技能証明を受けた日に」と、附則第七条第一項中「同項」とあるのは「附則第九条第三項において準用する附則第四条第三項」と読み替えるものとする。

4 附則第四条第四項及び前条の規定は、第二項の規定により新法の規定による事業用操縦士の資格についての技能証明（新法第二十五条第二項の規定により、構造上その操縦のために二人を要する回転翼航空機の型式又は前条の運輸大臣が指定する回転翼航空機の型式の限定をされたものに限る。）を受けた者について準用する。この場合において、附則第四条第四項中「附則第四条第四項各号」とあるのは、「附則第九条第四項において準用する附則第四条第四項各号」と読み替えるものとする。

第十条 附則第八条の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法の規定による事業用操縦士の資格についての技能証明につきその限定の変更（新たに、構造上その操縦のために二人を要する回転翼航空機の型式又は附則第八条の運輸大臣が指定する回転翼航空機の型式の限定をするものに限る。）を申請している者であって、同号に定める日以後に新法第二十九条の二の規定により当該限定の変更をされたものについて準用する。

第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に旧法第三十条の規定により運輸大臣がした技能証明の取消し又は航空業務の停止の処分は、それぞれ新法第三十条の規定により運輸大臣がした処分とみなす。

2 新法第二十七条第一項の規定の適用については、旧法第三十条の規定により技能証明の取消しを受けた者は、当該技能証明の取消しを受けた日に新法第三十条の規定により技能証明の取消しを受けたものとみなす。

3 新法第二十七条第二項の規定の適用については、旧法第二十九条第一項の試験に関し不正の行為があった者は、当該不正の行為があった日に新法第二十九条第一項の試験に関し不正の行為があったものとみなす。

第十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧資格についての技能証明を受けている者に対する新法第三十条の規定による技能証明の取消し又は航空業務の停止の処分に関しては、同号に掲げる規定の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

第十三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧法第百条第一項の規定により受けた免許に係る定期航空運送事業の運航の開始については、なお従前の例による。

第十四条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧法第百五条第一項（旧法第百二十二条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により認可を受けている運賃及び料金であって、新法第百五条第一項の運輸省令で定める料金又は同条第四項（新法第百二十二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する割引に相当する割引が行われた運賃及び料金に該当するものは、それぞれ新法第百五条第三項（新法第百二十二条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は第四項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現にされている旧法第百五条第一項の規定による運賃及び料金の認可の申請であって、新法第百五条第一項の運輸省令で定める料金に係るもの又は同条第四項に規定する割引に相当する割引に係るものは、それぞれ同条第三項又は第四項の規定によりした届出とみなす。

第十五条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧法第百二十二条において準用する旧法第百十七条第一項の規定による不定期航空運送事業の休止の許可を受けている者は、新法第百二十二条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現にされている旧法第百二十二条において準用する旧法第百十七条第一項の規定による不定期航空運送事業の休止の許可の申請については、新法第百二十二条第二項の規定によりした届出とみなす。

第十六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧法第百条第一項の免許を受けている者又は旧法第百二十一条第一項の免許を受けている者に対する新法第百十九条（新法第百二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の処分又は免許の取消しに関しては、同号に掲げる規定の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十七条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則 （平成七年五月八日法律第八五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（小型船造船業法の一部を改正に伴う経過措置）

第四条 第六条（小型船造船業法第十一条の改正規定に限る。）の規定の施行前に第六条の規定による改正前の小型船造船業法第十一条第一項第三号又は同条第二項第四号の規定による認定を受けた者は、それぞれ第六条の規定による改正後の小型船造船業法第十一条第一項第三号又は同条第二項第四号に規定する要件を備える者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則 （平成八年五月九日法律第三五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(耐空証明に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の航空法（以下「旧法」という。）第十条第一項又は旧法第十条の二第一項の規定による耐空証明を受けている航空機（旧法第十条第一項に規定する航空機にあっては、同項の規定による騒音基準適合証明を受けているものに限る。）は、この法律による改正後の航空法（以下「新法」という。）第十条第一項の規定による耐空証明を受けたものとみなす。この場合において、新法第十四条の耐空証明の有効期間の起算日は、旧法の規定による耐空証明の有効期間の起算日とする。

2 前項の規定により新法の規定による耐空証明を受けたものとみなされた航空機（次項及び次条第一項において「旧証明航空機」という。）について、旧法第十条第三項（旧法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）又は旧法第二十条第二項の規定により指定された事項及び旧法第十条第五項（旧法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により交付された耐空証明書（旧法第二十条第一項に規定する航空機にあっては、当該耐空証明書及び同条第四項の規定により交付された騒音基準適合証明書）は、運輸省令で定めるところにより、それぞれ新法第十条第三項の規定により指定された事項及び同条第七項の規定により交付された耐空証明書とみなす。

3 旧証明航空機（新法第十条第四項第二号又は第三号に規定する航空機に限る。）が受けたものとみなされた新法の規定による耐空証明は、この法律の施行の日から一年を経過したときは、その効力を失う。ただし、運輸大臣が、運輸省令で定めるところにより、当該航空機について新法第十条第四項第二号又は第三号の基準に適合すると認めたときは、この限りでない。

4 この法律の施行の際現にされている旧法第十条第一項若しくは旧法第十条の二第一項の規定による耐空証明の申請又は旧法第二十条第一項の規定による騒音基準適合証明の申請は、運輸省令で定めるところにより、新法第十条第一項又は新法第十条の二第一項の規定による耐空証明の申請とみなす。

第三条 旧証明航空機の使用人は、運輸省令で定めるところにより、当該航空機について旧法第十条第五項（旧法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により交付された耐空証明書（旧法第二十条第一項に規定する航空機にあっては、当該耐空証明書及び同条第四項の規定により交付された騒音基準適合証明書）を新法第十条第七項の耐空証明書と引き換えることができる。

2 前項の規定により耐空証明書を引き換えようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(型式証明に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前に旧法第十二条第一項の規定による型式証明を受けた航空機の型式の設計のうち、新法第十条第四項第二号又は第三号に規定する航空機に係るもの以外のものは、新法第十二条第一項の型式証明を受けたものとみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十二条第一項の規定による型式証明を受けた航空機の型式の設計（前項に規定するものを除く。次条第一項において「特定型式設計」という。）は、次条第一項の規定による承認を受けたときは、新法第十二条第一項の型式証明を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現にされている旧法第十二条第一項の規定による型式証明の申請は、運輸省令で定めるところにより、新法第十二条第一項の規定による型式証明の申請とみなす。

第五条 運輸大臣は、特定型式設計について旧法の規定による型式証明を受けた者の申請により、運輸省令で定めるところにより、当該設計が運輸省令で定める新法第十条第四項第二号又は第三号の基準に相当する基準に適合することについて承認を行う。

2 前項の規定による承認を申請しようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（修理改造検査等に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現にされている旧法第十六条第一項若しくは第二項又は旧法第二十条の五第一項の規定による検査の申請は、運輸省令で定めるところにより、新法第十六条第一項又は第二項の規定による検査の申請とみなす。

（予備品証明に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に旧法第十七条第一項の規定による予備品証明を受けている装備品は、新法第十七条第一項の規定による予備品証明を受けたものとみなす。

2 この法律の施行前に旧法第十七条第三項の規定によりした確認であってこの法律の施行の際現に効力を有するものは、新法第十七条第三項第三号の規定によりした確認とみなす。

（事業場の認定に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前に旧法第十七条第三項又は旧法第十九条の二第一項の規定により受けた認定は、運輸省令で定めるところにより、それぞれ新法第二十条第一項第五号又は第三号の能力について同項の規定により受けた認定とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第十七条第三項又は旧法第十九条の二第一項の規定による認定の申請は、それぞれ新法第二十条第一項第五号又は第三号の能力についての同項の規定による認定の申請とみなす。

（騒音基準の適用に関する経過措置）

第九条 次に掲げる航空機については、新法第十条第一項の耐空証明、新法第十六条第一項の検査又は新法第十九条の二の確認に係る新法第十条第四項第二号の基準は、当該航空機について旧法第二十条の三第三項本文の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第二十条第三項の基準とする。ただし、当該航空機が新法第十五条第二号に規定する航空機に該当することとなった場合は、この限りでない。

一 この法律の施行の際現に旧法第二十条第一項の規定による騒音基準適合証明を受けている航空機であって、旧法第二十条の三第二項の規定により当該騒音基準適合証明がなおその効力を有することとされたもの又は同条第三項本文の規定により当該騒音基準適合証明に係る旧法第二十条第三項の基準がなお従前の例によることとされたもの

二 この法律の施行の際現に旧法第二十条第一項の規定による騒音基準適合証明を受けていない航空機であって、旧法第二十条の三第二項の規定によりその受けた騒音基準適合証明がなおその効力を有することとされた航空機と同一の型式のものうち、国土交通省令で定める航空機

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則 （平成九年六月二〇日法律第九六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（航空法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に存する第二十条の規定による改正前の航空法（以下この条において「旧法」という。）第百十条第一項（旧法第百二十二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の認可を受けた協定（第三項に規定するものを除く。）については、この法律の施行の日から起算して一年間は、なお従前の例による。

2 前項に規定する協定で第二十条の規定による改正後の航空法（以下この条において「新法」という。）第百十条第一号（新法第百二十二条第一項において準用する場合を含む。）の協定に該当するものについては、航空運送事業者は、前項に規定する期間内においても、新法第百十一条第一項（新法第百二十二条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の認可の申請をすることができる。この場合において、当該期間内に当該認可をすることとする処分があったときは、当該認可がその効力を生ずる日以後は、前項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に存する旧法第百十条第一項の認可を受けた協定で新法第百十条第

二号（新法第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。）の協定に該当するものについては、新法第百十一条第一項の認可を受けた協定とみなす。

4 この法律の施行の際現にされている旧法第百十条第一項の協定の認可の申請は、当該協定が新法第百十条各号（新法第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。）の協定のいずれかに該当するものである場合は、運輸省令で定めるところにより、新法第百十一条第一項の協定の認可の申請とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為並びに附則第三条第一項及び第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされる場合並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 （平成一〇年五月二七日法律第七五号） 抄

この法律は、国際民間航空条約の改正に関する千九百八十年十月六日にモントリオールで署名された議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則 （平成一一年五月一四日法律第四三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）の施行の日から施行する。

附則 （平成一一年六月一日法律第七二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二十八条、第五十四条、第五十四条の二、第六十条から第六十一条の二まで、第六十六条、第七十六条、第百四十五条及び第百四十八条の二の改正規定並びに附則第七条、第十三条から第十五条まで及び第十七条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日
二 第一条、第二条、第七十二条、第七十六条の二、第七十七条、第百条から第百二条まで及び第百四条から第百七条までの改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第百八条から第百十一条の二まで、第百十二条及び第百十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第百十四条から第百二十五条まで、第百二十九条、第百三十六、第百五十条及び第百五十五条から第百五十七条の二までの改正規定、同条を第百五十七条の三とし、第百五十七条の次に一条を加える改正規定、第百六十条の改正規定並びに附則第八条から第十二条まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十一号の改正規定に限る。）及び第二十一条から第二十三条までの規定 平成十二年二月一日
三 第二十四条、第二十五条及び別表の改正規定並びに次条から附則第六条まで及び附則第二十条（登録免許税法別表第一第二十三号の改正規定に限る。）の規定 平成十二年九月一日

（航空整備士に関する経過措置）

第二条 前条第三号に掲げる規定の施行の際現にこの法律による改正前の航空法（以下「旧法」という。）の規定による次の表の上欄に掲げる資格（以下「旧資格」という。）についての航空従事者技能証明（以下「技能証明」という。）を受けている者は、同号に定める日に、それぞれこの法律による改正後の航空法（以下「新法」という。）の規定による同表の下欄に定める資格（以下「新資格」という。）についての技能証明を受けたものとみなす。

旧資格	新資格
一等航空整備士	一等航空整備士
二等航空整備士	一等航空整備士
三等航空整備士	二等航空整備士

2 旧資格についての技能証明につき旧法第二十五条第一項又は第二項の規定によりされた限定は、運輸省令で定めるところにより、前項の規定により受けたものとみなされた新資格についての技能証明につき新法第二十五条第一項又は第二項の規定によりされた限定とみなす。

3 旧法の規定による二等航空整備士の資格についての技能証明を受けている者であって第一項の規定により新法の規定による一等航空整備士の資格についての技能証明を受けたものとみなされたものについての当該資格に係る業務範囲は、整備をした最大離陸重量一万五千キログラム以下の航空機について新法第十九条第一項に規定する確認の行為を行うこととする。この場合における新法第二十八条第一項及び第二項並びに第百四十九条第一号の規定の適用については、新法第二十八条第一項中「同表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあり、並びに同条第二項及び新法第百四十九条第一号中「別表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあるのは、「航空法の一部を改正する法律附則第二条第三項に規定する行為」とする。

4 第一項の規定により新法の規定による二等航空整備士の資格についての技能証明を受けたものとみなされた者についての当該資格に係る業務範囲は、整備をした最大離陸重量二千五百キログラム以下の航空機について新法第十九条第一項に規定する確認の行為を行うこととする。この場合における新法第二十八条第一項及び第二項並びに第百四十九条第一号の規定の適用については、新法第二十八条第一項中「同表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあり、並びに同条第二項及び新法第百四十九条第一号中「別表の業務範囲の欄に掲げる行為」とあるのは、「航空法の一部を改正する法律附則第二条第四項に規定する行為」とする。

第三条 旧法の規定により交付された旧資格についての技能証明に係る航空従事者技能証明書（以下「技能証明書」という。）は、新法の規定により交付された前条第一項の規定により受けたものとみなされた新資格についての技能証明に係る技能証明書とみなす。この場合において、新資格についての技能証明に係る技能証明書とみなされた旧資格についての技能証明に係る技能証明書の交付を受けている者は、国土交通省令で定めるところにより、当該技能証明書を新資格についての技能証明に係る技能証明書と引き換えることができる。

2 前項後段の規定により技能証明書を引き換えようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第四条 国土交通大臣は、附則第二条第三項又は第四項に規定する者の申請により、その者についての新資格に係る業務範囲を新法別表の一等航空整備士又は二等航空整備士の資格に係る業務範囲の欄に掲げる行為を行うこととすることができる。

2 新法第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十九条及び第三十六条の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項の規定による申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に旧資格についての技能証明に係る試験に合格している者であって技能証明を受けていないものについては、当該旧資格に相当する新資格についての技能証明を行うものとする。

2 附則第二条第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の規定により新資格についての技能証明を受けた者の当該資格に係る業務範囲について準用する。この場合において、附則第二条第三項中「附則第二条第三項」とあるのは「附則第五条第二項において準用する附則第二条第三項」と、同条第四項中「附則第二条第四項」とあるのは「附則第五条第二項において準用する附則第二条第四項」と読み替えるものとする。

第六条 新法第二十七条第二項の規定の適用については、旧法第二十九条第一項の試験に関し不正の行為があった者は、当該不正の行為があった日に新法第二十九条第一項の試験に関し不正の行為があったものとみなす。

（飛行場等の使用料金に関する経過措置）

第七条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に旧法第五十四条の認可を受けている使用料金は、新法第五十四条第一項の規定により届け出た使用料金とみなす。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現にされている旧法第五十四条の規定による使用料金の認可の申請は、新法第五十四条第一項の規定によりした届出とみなす。

（航空運送事業の用に供する航空機に乗り組む機長の要件に関する経過措置）

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法第七十二条第一項又は第五項の認定を受けている者は、当該認定を受けた日に、それぞれ新法第七十二条第一項又は第五項の認定を受けたものとみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている旧法第七十二条第一項の認定の申請は、新法第七十二条第一項の認定の申請とみなす。

（航空運送事業等に関する経過措置）

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法第百条第一項又は第二百一十一条第一項の免許を受けている者は新法第百条第一項の許可を受けたものと、旧法第二百一十三条第一項の免許を受けている者は新法第二百一十三条第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、当該免許に係る旧法第百条第二項（旧法第二百一十一条第二項又は第二百一十三条第二項において準用する場合を含む。）の事業計画のうち新法第百条第二項第二号（新法第二百一十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の事業計画に該当する部分は、同号の事業計画とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている旧法第百条第一項又は第二百一十一条第一項の免許の申請のうち前項の規定により新法第百条第一項の許可を受けたものとみなされた者以外の者に係るものは、国土交通省令で定めるところにより、新法第百条第一項の許可の申請と、旧法第二百一十三条第一項の免許の申請は新法第二百一十三条第一項の許可の申請とみなす。

第十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に旧法第百二条第一項（旧法第二百二十二条第一項又は第二百二十四条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の検査に合格した者は、当該検査に係る施設について、新法第百二条第一項（新法第二百二十四条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の検査に合格したものとみなす。

2 附則第一条第二号の規定の施行の際現にされている旧法第百二条第一項の検査の申請は、新法第百二条第一項の検査の申請とみなす。

第十一条 附則第一条第二号の規定の施行の際現に旧法第百五条第一項（旧法第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の認可を受けている運賃及び料金又は旧法第百五条第三項若しくは第四項（旧法第二百二十二条第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により届け出た運賃及び料金は、国際航空運送事業に係るもの以外のものにあつては新法第百五条第一項の規定により届け出た運賃及び料金と、国際航空運送事業に係るものにあつては同条第三項の認可を受けた運賃及び料金とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にされている旧法第百五条第一項の運賃及び料金の認可の申請は、国際航空運送事業に係るもの以外のものにあつては新法第百五条第一項の規定によりした届出と、国際航空運送事業に係るものにあつては同条第三項の認可の申請とみなす。

第十二条 附則第九条第一項の規定により新法第百条第一項の許可を受けたものとみなされた者の事業に係る旧法第百条第二項の事業計画のうち新法第一百七条の二第一項の運航計画に該当する部分は、同項の規定により届け出た運航計画とみなす。

（処分、手続等に関する経過措置）

第十三条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、旧法又は旧法に基づく命令によりした処分、手続その他の行為で、新法中相当する規定があるものは、運輸省令で定めるところにより、新法によりしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十四条 この法律の各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則 （平成十一年六月二三日法律第八〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第一項の規定によりなお従前の例による

こととされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成十一年一月二二日法律第二一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成十一年一月二二日法律第二二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成一二年五月三十一日法律第九一号）

（施行期日）

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の日が独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）附則第八条の規定の施行の前日である場合には、第三十一条のうち農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第十九条の五の二、第十九条の六第一項第四号及び第二十七条の改正規定中「第二十七条」とあるのは、「第二十六条」とする。

附則（平成一三年十一月二八日法律第一二九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一四年七月三十一日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

別表 （第二十八条関係）

資格	業務範囲
定期運送用操縦士	航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。 一 事業用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為 二 機長として、航空運送事業の用に供する航空機であつて、構造上、その操縦のために二人を要するものの操縦を行うこと。 三 機長として、航空運送事業の用に供する航空機であつて、特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要するもの（当該特定の方法又は方式により飛行する航空機に限る。）の操縦を行うこと。
事業用操縦士	航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。 一 自家用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為 二 報酬を受けて、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。 三 航空機使用事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。 四 機長以外の操縦者として航空運送事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。 五 機長として、航空運送事業の用に供する航空機であつて、構造上、一人の操縦者で操縦することができるもの（特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機にあつては、当該特定の方法又は方式により飛行する航空機を除く。）の操縦を行うこと。
自家用操縦士	航空機に乗り組んで、報酬を受けないで、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。
一等航空士	航空機に乗り組んでその位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出を行うこと。
二等航空士	航空機に乗り組んで天測による以外の方法で航空機の位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出を行うこと（航法上、地上物標又は航空保安施設の利用が完全でない飛行区間が千三百キロメートルをこえる航空機に乗り組んで行う場合を除く。）。
航空機関士	航空機に乗り組んで発動機及び機体の取扱（操縦装置の操作を除く。）を行うこと。
航空通信士	航空機に乗り組んで無線設備の操作を行うこと。
一等航空整備士	整備をした航空機について第十九条第一項に規定する確認の行為を行うこと。
二等航空整備士	整備をした航空機（整備に高度の知識及び能力を要する国土交通省令で定める用途のものを除く。）について第十九条第一項に規定する確認の行為を行うこと。
一等航空運航整備士	整備（保守及び国土交通省令で定める軽微な修理に限る。）をした航空機について第十九条第一項に規定する確認の行為を行うこと。
二等航空運航整備士	整備（保守及び国土交通省令で定める軽微な修理に限る。）をした航空機（整備に高度の知識及び能力を要する国土交通省令で定める用途のものを除く。）について第十九条第一項に規定する確認の行為を行うこと。
航空工場整備士	整備又は改造をした航空機について第十九条第一項に規定する確認の行為を行うこと。